埼医業Ⅰ第７６０号
令和２年６月２５日

郡市医師会長　殿

埼玉県医師会長　　金井　忠男

新型コロナウイルス感染症に係る通知等の送付について

標記のことにつきまして、埼玉県教育局保健体育課長より別添(写)のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、学校医あてにご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、各県立学校長並びに市町村教育委員会教育長あてに、県教育委員会より直接通知がされておりますことを申し添えます。

担　当：業務Ⅰ課　富岡
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

写

事　務　連　絡
令和２年６月１９日

一般社団法人埼玉県医師会会長
一般社団法人埼玉県歯科医師会会長　様
一般社団法人埼玉県薬剤師会会長

埼玉県教育局県立学校部参事兼保健体育課長

新型コロナウイルス感染症に係る通知等の送付について

学校保健の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

下記通知を、県立学校長及び市町村教育委員会教育長ほかに通知したので、お知らせします。

つきましては、関係者への周知について御配慮をお願いします。

記

１　「学校医おける新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について

２　「県立学校版　通常登校に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染症防止対策）
Ｖｅｒ．２」

担　当：健康教育・学校安全担当　熊木 美香
電　話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

写

【改訂】
消毒の方法、熱中症予防の観点でのマスク着用の考え方等について追記しました。
本マニュアルについて、自治体の衛生主管部局にも共有いただくようお願いします。

事　務　連　絡
令和２年６月16日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課　御中

埼玉県教育委員会
収受
2.6.16
時　分
教保体第

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について

この度、令和２年５月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を改訂しましたので、お知らせします。

本マニュアルは、令和２年６月16日時点での最新の知見に基づき改訂したものであり、おおむね１ヶ月に１度を目安に新たな情報や知見が得られた場合には、見直しを行うことを予定しています。

また、本マニュアルについては、自治体の衛生主管部局にも共有いただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

なお、「学校における消毒の方法等について」（令和２年６月４日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）については、今後、本マニュアル中の内容によっていただくようお願いします。

＜本件連絡先＞
文部科学省：03－5253－4111（代表）

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局　健康教育・食育課（内2918・2976）

○身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること
・公立学校について　初等中等教育局　財務課（内3704）
・私立学校について　高等教育局私学部　私学行政課（内2533）
・国立学校について　総合教育政策局　教育人材政策課（内3498）

○障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局　特別支援教育課（内3193）

○教職員の勤務に関すること
・公立学校について　初等中等教育局　初等中等教育企画課（内2588）
・私立学校について　高等教育局　私学部　私学行政課（内2533）
・国立学校について　総合教育政策局　教育人材政策課（内3498）

○各教科の指導に関すること
・下記以外　初等中等教育局　教育課程課（内2565）
・体育・保健体育　スポーツ庁　政策課（内2674）
・音楽・図画工作等　文化庁　参事官（芸術文化担当）（内3163）

○部活動に関すること
スポーツ庁　政策課（内3777）
文化庁　参事官（芸術文化担当）（内2832）

○学校給食に関すること
初等中等教育局　健康教育・食育課（内2694）

○学校図書館に関すること
総合教育政策局　地域学習推進課（内3717）

○幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局　幼児教育課（内2376）



学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～

(2020.6.16 Ver.2)

文部科学省

はじめに

国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。こうした中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和２年６月５日事務次官通知）において、そのための学校運営の指針を示しました。

本マニュアルについては、同ガイドラインの考え方に基づき、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について学校の参考となるよう作成したものです。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いします。

最後に、本マニュアルは、令和２年６月16日時点での最新の知見に基づき作成したものですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

目　次

第１章　学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について 4

１．新型コロナウイルス感染症について 4
２．地域ごとの行動基準 7
３．設置者及び学校の役割 11
（１）教育委員会等の役割 11
（２）学校の役割 11
４．家庭との連携 12

第２章　学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について 13

１．児童生徒等への指導 13
２．基本的な感染症対策の実施 14
（１）感染源を絶つこと 14
（２）感染経路を絶つこと 16
（３）抵抗力を高めること 22
３．集団感染のリスクへの対応 27
（１）「密閉」の回避（換気の徹底） 28
（２）「密集」の回避（身体的距離の確保） 29
（３）「密接」の場面への対応（マスクの着用） 31
４．重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について 33
（１）医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等 33
（２）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合 33
５．出席停止等の取扱い 34
６．教職員の感染症対策 35

第３章　具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について 36

１．各教科等について 36
２．部活動 38

３．給食 39
４．図書館 40
５．清掃活動 41
６．休み時間 41
７．登下校 41
８．寮や寄宿舎における感染症対策 42
９．健康診断 43

第４章　感染が広がった場合における対応について 43

１．衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握 43
２．学校において感染者等が発生した場合の対応について 44
（１）児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合 44
（２）学校内で体調不良者が発生した場合の対応 45
３．臨時休業の判断について 46
（１）学校で感染者が発生した場合の臨時休業について 46
（２）感染者が発生していない学校の臨時休業について 47
（３）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について 47

第５章　幼稚園において特に留意すべき事項について 50

別添資料
資料１．関係法令抜粋
資料２．（事務連絡）「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和２年５月21日）
資料３．（事務連絡）「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和２年５月22日）
資料４．（事務連絡）「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」（令和２年３月19日）
資料５．（事務連絡）「臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」（令和２年５月13日）
資料６．（文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長　初等中

等教育局教育課程課長通知）「熱中症事故の防止について（依頼）」（令和２年５月27日）

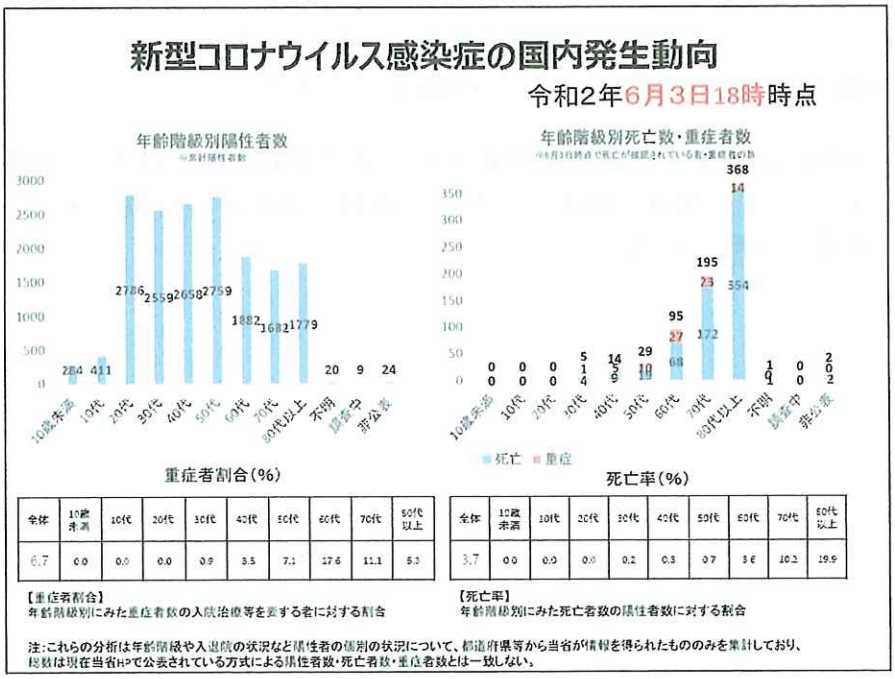
資料７．（保健教育指導資料）新型コロナウイルス感染症の予防

第１章　学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

１．新型コロナウイルス感染症について

我が国においては、国内での感染拡大の可能性があった初期である３月２日から政府の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、４月７日に政府の緊急事態宣言が行われたことや４月 16 日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、大部分の学校が５月末までの臨時休業を行いました。

新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は、国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合ともに小さいとされています。



全体	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
6.7	0.0	0.0	0.0	0.9	3.5	7.1	17.6	11.1	5.3

全体	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
3.7	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.7	3.6	10.2	19.9

出典：厚生労働省作成資料（同省ホームページ）

一方で、海外ではロックダウンによる休校、国内では学校は感染拡大初期から断続的に一斉休業が続いており、学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていない状況にあります。

本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。国内外の感染状況を見据えると、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

このため、学校においても、「３つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

その際、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での衛生主管部局との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

感染者が確認された場合には、ただちに地域一律に一斉の臨時休業を行うのではなく、感染者及び濃厚接触者を出席停止としたり、分散登校を取り入れたりしつつ、学校内で感染が広がっている可能性についての疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行います。

同時に、感染者や濃厚接触者である幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」とします。）が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。
□遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
□外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
□家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
□手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
□地域の感染状況に注意する。

（2）日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底　□こまめに換気
□身体的距離の確保　□「３密」の回避（密集、密接、密閉）
□ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



（3）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

□通販も利用
□１人または少人数ですいた時間に
□電子決済の利用
□計画をたてて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

□公園はすいた時間、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは自宅で動画を活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違うときは距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出前、デリバリーも
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく横並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

□多人数での会食は避けて
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（4）働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□ オフィスはひろびろと
□会議はオンライン　□名刺交換はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

２．地域ごとの行動基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」とします。）に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です[1]。

例えば臨時休業は、緊急事態措置の際でも「一つの選択肢」であり、生活圏において感染者が発生していない場合や、生活圏内において感染がまん延している可能性が低い場合などについては、必ずしも実施する必要はありません（第４章参照）。

また、臨時休業を実施する場合、教育委員会は、都道府県単位の緊急事態措置等を前提としつつも、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童生徒等の学びを保障する観点からどのような対応が可能か、必要に応じて地方自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細やかに対応することが必要です。

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要です。このような考えから、５月 14 日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」とします）の提言で示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準を下記のとおり作成しました。

感染は一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されます。設置者及び学校においては、この行動基準を参考としつつ、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要です。

なお、この行動基準は、６月 16 日時点における感染の状況を踏まえて作

[1] ４月１日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言では，『現時点の知見では，子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって，学校については，地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』と述べられています。

成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直すことを予定しています。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動（自由意思の活動）
レベル３	できるだけ２ｍ程度（最低１ｍ）	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル２	できるだけ２ｍ程度（最低１ｍ）	リスクの低い活動から徐々に実施[2]	リスクの低い活動から徐々に実施[2]し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル１	１ｍを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル３」・・**生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域**（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近１週間の倍加時間などで判断する。特措法第 45 条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル２」・・**生活圏内の状況が、**

①**「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域**（特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第 24 条第９項に基づく協力要請を実施する地域）及び

②**「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域**

「レベル１」・・**生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル２にあたらないもの**（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

※　各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第３章に詳述しています。

[2] レベル３からレベル２に移行することを想定しており、レベル１からレベル２に上がる際には「感染リスクの高い活動を停止する」となる。

※　レベル１～３のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断すること。

＜公立学校（大学以外）の場合の判断プロセスの一例＞

① 教育委員会は、地方自治体の衛生主管部局と連携したり、「学校等欠席者・感染症情報システム」（公益財団法人日本学校保健会が運営）を活用したりするなどして、地域の感染情報を収集する。

↓

② ①や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と地域区分について相談する。

↓

③ 教育委員会は、首長（知事または市区町村長）とも地域区分について相談する。

↓

④ 以上を踏まえ、地域区分を決定する。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月14日）から抜粋

○ 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4月1日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下３区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

①**特定（警戒）都道府県**：**法第45条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」**で新規感染者数を劇的に抑えこむ

②**感染拡大注意都道府県**：都道府県において、**地域の感染状況をモニタリング**。「**新しい生活様式**」を徹底するとともに、必要に応じ、**法第24条第9項に基づき要請を行う。**

③**感染観察都道府県**：**引き続き感染状況をモニタリング**するとともに、「**新しい生活様式**」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

		①特定（警戒）都道府県	②感染拡大注意都道府県	③感染観察都道府県
判断基準		【緊急事態措置の指定基準】 累積最者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近１週間の倍加時間　などで判断。 【再指定基準】 4/7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。	特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。	新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。
対応	基本的な行動	**特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」**（特定警戒においては、極力8割の接触機会の低減）で**新規感染者数を劇的に抑えこむ。**	**感染状況をモニタリング**しながら、「新しい生活様式」を徹底する。 必要に応じ、知事が**法第24条第9項に基づく協力要請を実施。**	引き続き感染状況をモニタリングしながら、**「新しい生活様式」を継続。**
	外出	・**法第45条第１項に基づく外出自粛の協力要請。** ・県をまたく移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 ・**不要不急の県をまたぐ移動**や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・**不要不急の①・②との県をまたぐ移動は避ける。** ・3密の場所への移動を徹底して避ける。
	出勤	・**「出勤者数の7割削減」を目指す。** ・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等	・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進	・必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進
	イベント	・**クラスターのおそれがあるイベント、３密の集まりは法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。**	・**クラスターのおそれがあるイベント、３密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛の要請等。** ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。	・一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 ・参加者は100名以下、かつ、収容人数の50%以下を目安とする。
	施設の使用制限	・感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等） ・公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。	・都道府県知事が、地域の実情に応じて法第24条第９項に基づく協力要請を実施。 ・クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	・都道府県知事が、地域の実情に応じ、法第24条第９項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 ・一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。

３．設置者及び学校の役割

（１）教育委員会等の役割

地域内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に迅速に対応できるよう、以下の役割を担います。

① 地方自治体の衛生主管部局と連携し、各学校をとりまく地域のまん延状況について情報収集し、感染拡大への警戒を継続するとともに、臨時休業の必要性等について判断します。

② 各学校の対応状況の把握や必要な物品の整備等衛生環境の整備や指導を行います。

③ 学校の感染事例を集約し、域内に改善策を周知するとともに、県・国が行う感染状況の調査に協力し、感染者情報及び感染事例について情報を提供します。

④ 学校単位で連携しにくい機関（医師会・薬剤師会等）との広域的な対応のとりまとめや、設置者として、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行います。

（２）学校の役割

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒等の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

4．家庭との連携

学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染[3]と言われています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。

毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、蔓延している地域では、児童生徒等の登校を控えることも重要です。

また、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要です。

こうしたことについて、保護者の理解と協力を得て、ご家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いしたいと思います。また、PTA 等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要です。

[3] 令和 2 年 6 月 16 日までに文部科学省に報告があった 146 件のうち、家庭内感染は約 73.3%(107 例)、学校約 1.4%、その他約 2.7%、不明約 22.6%でした。

第２章　学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があります。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「３つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠です。

１．児童生徒等への指導

学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動です。学校生活を始めるに当たり、まずは、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

また、児童生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- 清潔なハンカチ・ティッシュ
- マスク
- マスクを置く際の清潔なビニールや布等





文部科学省 HP 掲載

２．基本的な感染症対策の実施

感染症対策の ３つのポイントを踏まえ、取組を行います。

- 感染源を絶つこと
- 感染経路を絶つこと
- 抵抗力を高めること

（１）感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにします。

①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル３及びレベル２の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とします）。

この場合、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒等の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

②登校時の健康状態の把握

登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」[4]などを活用します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

【レベル３地域・レベル２地域】

児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いします。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。これらの取組を行うためには、学校全体で体制を整備することが必要です。

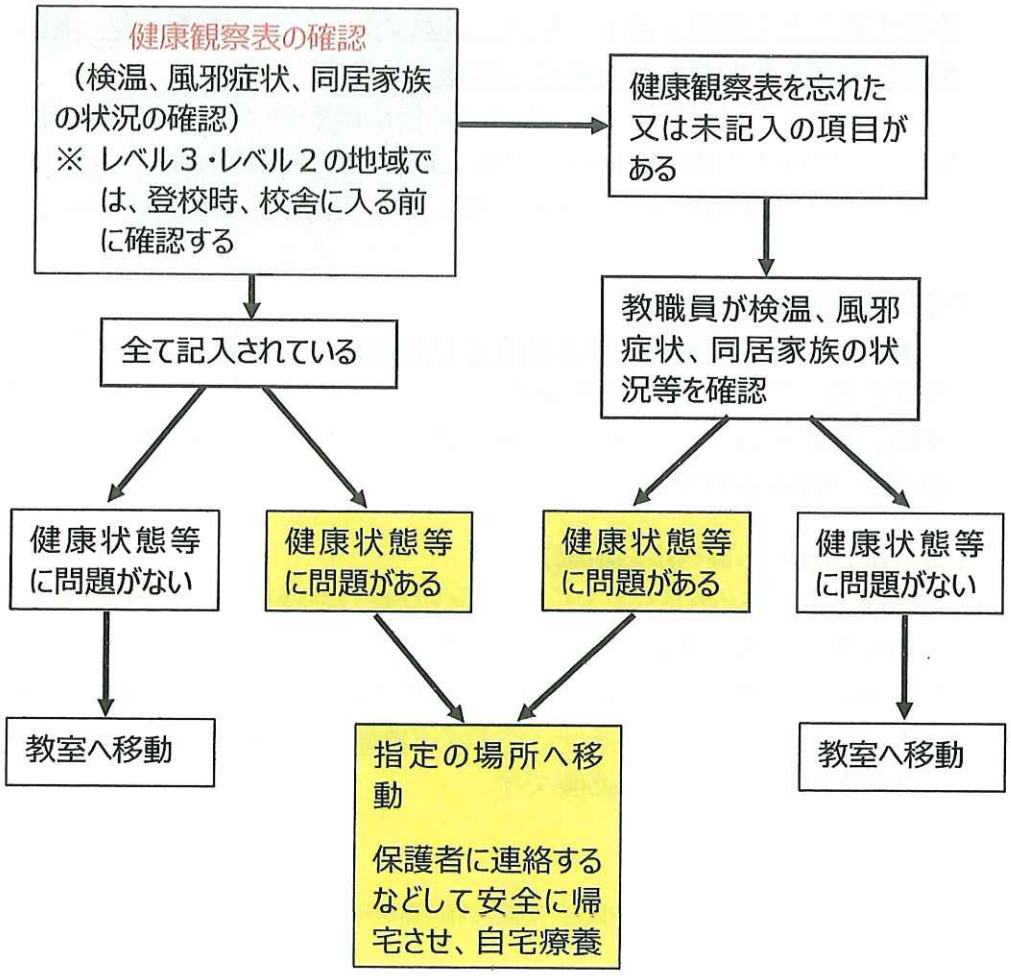
[4] 「健康観察表」は、児童生徒等の朝晩の体温、体調、同居家族の状況、保護者のサイン等を記入し、登校時に持参します。

③登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないようにします。

＜健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）＞



（2）感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

飛沫感染：　感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染：　感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなる。一方で、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果もある。

したがって、予防に努めることが重要である。　（出典：厚生労働省ホームページ（Q&A））



（出典：厚生労働省ホームページ）

①手洗い

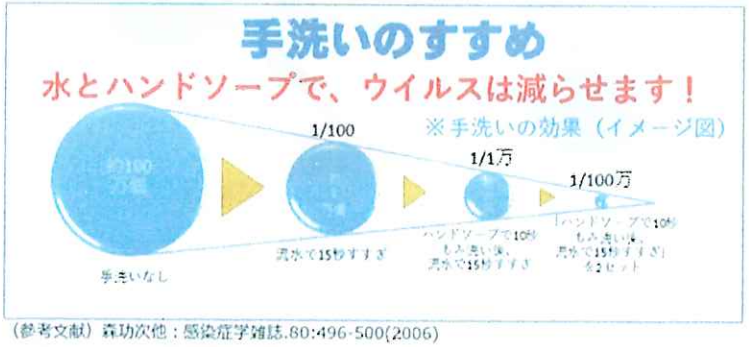
接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるので、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

登校したら、まず手洗いを行うよう指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。

なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。（それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。）





（参考文献）森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

手洗いの６つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻をかんだとき



給食（昼食）の前後



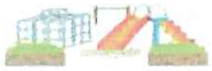
掃除の後



トイレの後



共有のものを触ったとき



正しい手の洗い方

手あらいの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan
厚生労働省
厚労省 検索

②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



③消毒

学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように指導します。

消毒を行うに当たっては、使用する製品の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等について、信頼できる情報源や取扱説明書等をよく確認の上、適切に行ってください。また、学校薬剤師等と連携することも重要です。

1）日常的な消毒について

○消毒液等について

- 物の表面の消毒には、消毒用エタノールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液[5]を使用します。また、一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも有効です。
- 「次亜塩素酸水」は、「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なるものです。「次亜塩素酸水」の新型コロナウイルスに対する効果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において検証試験が継続中

[5] 児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようにしてください。

であり、現時点でまだ結論は出ていません。[6]

○消毒の方法について

・児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は１日に１回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。

・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄します。

・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。

・換気を十分に行います。

○エタノールを使用する際の注意点について

・エタノールを布等に含ませ、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させます。

・揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧は故障や引火の原因になります。

○次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点について

・次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際は、必ず手袋を着用します。なお、ラテックス製ゴム手袋を使用する場合はラテックスアレルギーに注意が必要です。

・手指消毒には使用しないでください。

・色落ちしやすいものや腐食の恐れのある金属などには使用しません。

・非常にアルカリ性が高く、薄めた液でも材質によっては変色や腐食を起こす場合があることから、拭いた後は必ず清潔な布等を用いてしっかり水拭きし、乾燥させます。

・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置

[6] 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）「次亜塩素酸水に関すること QA」
https://www.nite.go.jp/information/osirasefaq20200430.html

きはしないようにします。

- 次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないでください。
- 製品の使用上の注意を熟読の上、正しく取り扱ってください。

○次亜塩素酸水の噴霧について

- 「次亜塩素酸水」を消毒目的で有人空間に噴霧することは、その有効性、安全性ともに、メーカー等が工夫して評価を行っていますが、確立された評価方法は定まっていないと言われています。メーカーが提供する情報、厚生労働省などの関係省庁が提供する情報、経済産業省サイトの「ファクトシート」などをよく吟味し、使用について判断するようお願いします。なお、児童生徒等の中には健康面において様々な配慮が必要な者がいることから、使用に当たっては、学校医、学校薬剤師等から専門的な助言を得つつ、必要性や児童生徒等に与える健康面への影響について十分検討して下さい。

○新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

- 効果が確認された界面活性剤を使用している洗剤のリストが独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページで公開されています。(https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html)
- 使用する際には、経済産業省及びNITE が作成したパンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」を参考としてください。(https://www.nite.go.jp/data/000109484.pdf)

2）感染者が発生した場合の消毒について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った

物品に対する消毒は不要とされています。[7]なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われており[8]、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒の方法は１）を参考に行いますが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。

（３）抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。





[7] 【参考】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf)

[8] 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされています。
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1 「新型コロナウイルスについて 問１」より）

（参考）消毒の方法等について

<table>
<tr><th></th><th>消毒用エタノール</th><th>次亜塩素酸ナトリウム消毒液</th><th>一部の界面活性剤※</th></tr>
<tr><td>使用方法</td><td>・消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる</td><td>・0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる
（材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため）

・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用</td><td>【住宅・家具用洗剤】
・製品に記載された使用方法どおりに使用

【台所用洗剤】
・布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主な留意点</td><td colspan="3">清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする</td></tr>
<tr><td>・引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける
・換気を充分に行う</td><td>・必ず手袋を使用（ラテックスアレルギーに注意）
・色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可
・換気を十分に行う
・噴霧は絶対にしない
・児童生徒等には扱わせない</td><td>・パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照（後掲）</td></tr>
</table>

※　効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。
洗剤のリスト：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ
（https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html）

（参考）次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
・換気をしてください。
・家事用手袋を着用してください。
・他の製品と混ぜないでください。
・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー（五十音順）	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品25mL（商品付属のキャップ1杯）※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

（プライベートブランド）

ブランド名（五十音順）	商品名	作り方の例
イオングループ（トップバリュ）	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
西友／サニー／リヴィン（きほんのき）	台所用漂白剤	水1Lに本商品12mL（商品付属のキャップ1/2杯）
セブン&アイ・ホールディングス（セブンプレミアムライフスタイル）	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってお使用ください。

（出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf）

（参考）新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- アルキルグリコシド
- アルキルアミンオキシド
- 塩化ベンザルコニウム
- ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに調査を進めています。

別に一部の試験機関では効果ありとされたもの
- 塩化ベンゼトニウム
- 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム

（更なる試験・検討を経て最終的な評価が行われます）

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをＮＩＴＥウェブサイトで公開しています（随時更新）
 https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html

- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用台所洗剤		
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミンオキシド）、点鼻禁則		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう



- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。

本資料は、2020年5月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

経済産業省

nite National Institute of Technology and Evaluation 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

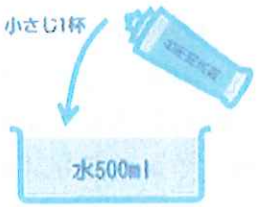
「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

台所用洗剤を使って代用することもできます。

(1)洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2)対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3)水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4)乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

３．集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

- **換気の悪い密閉空間**
- **多数が集まる密集場所**
- **間近で会話や発声をする密接場面**

という３つの条件（３つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この３つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、３つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指すことが望ましいとされます。



（１）「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30 分に１回以上、数分間程度、窓を全開する）、２方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談します。

①窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮します。

②体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

③ エアコンを使用している部屋

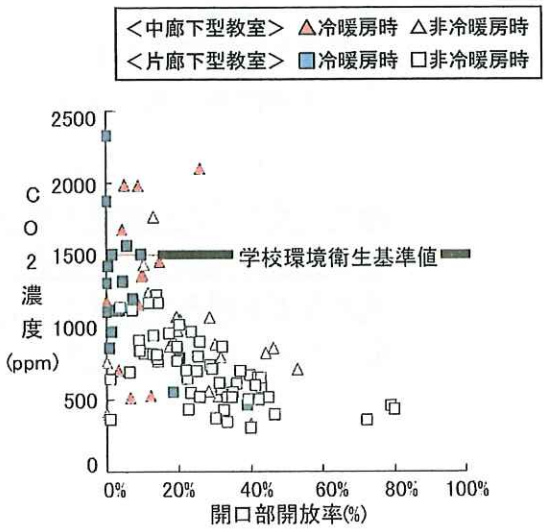
エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、**エアコン使用時においても換気は必要です。**

（参考）学校における窓・扉の開け方と換気の状態の例

右の図は、ある学校において、各クラスの時限毎の窓・扉の開放率（窓・扉の面積に対する開放部の面積比率）と二酸化炭素（CO_2）濃度との関係を、冷暖房使用の有無や教室の配置状況別に示したものです。

窓・扉の開放率が 10%以下になると、CO_2 濃度が学校環境衛生基準で規定している 1500ppm を超えることが多くなっています。

（出典）学校における温熱・空気環境に関する現状の問題点と対策－子供たちが健康で快適に学習できる環境づくりのために－」（日本建築学会、2015 年３月）



（２）「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ２メートル（最低１メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「３つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「３つの密」を徹底的に避ける必要性も高まるため、レベル３及びレベル２の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行っていただく必要があります。

レベル１の地域では、施設等の制約から１メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「３つの密」を避けるよう努めて下さい。

【レベル３地域・レベル２地域】

児童生徒の間隔を可能な限り２メートル（最低１メートル）確保するように座席配置を取ります。

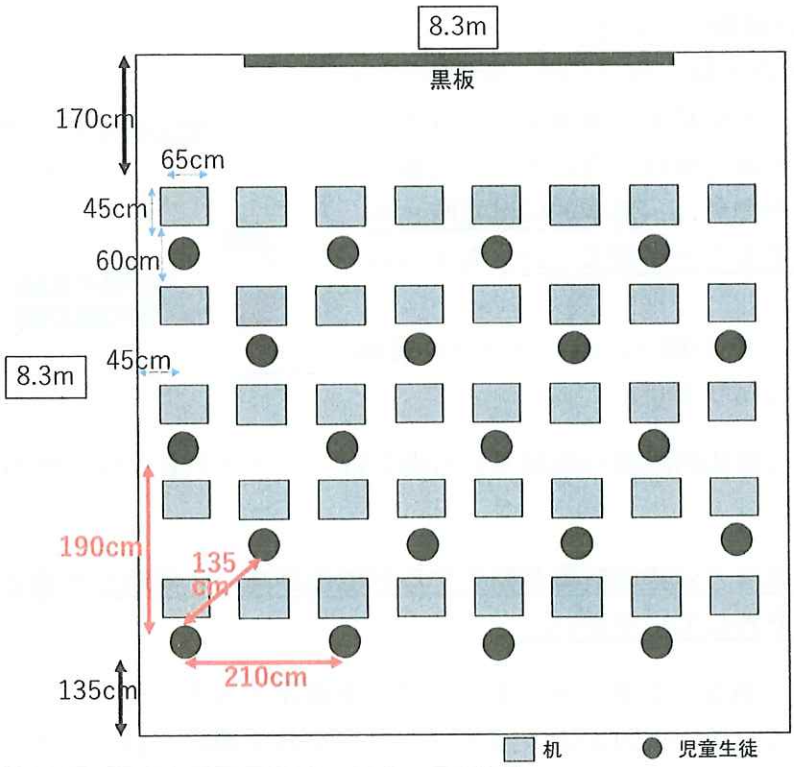
このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を２つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせて、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。

【レベル１地域】

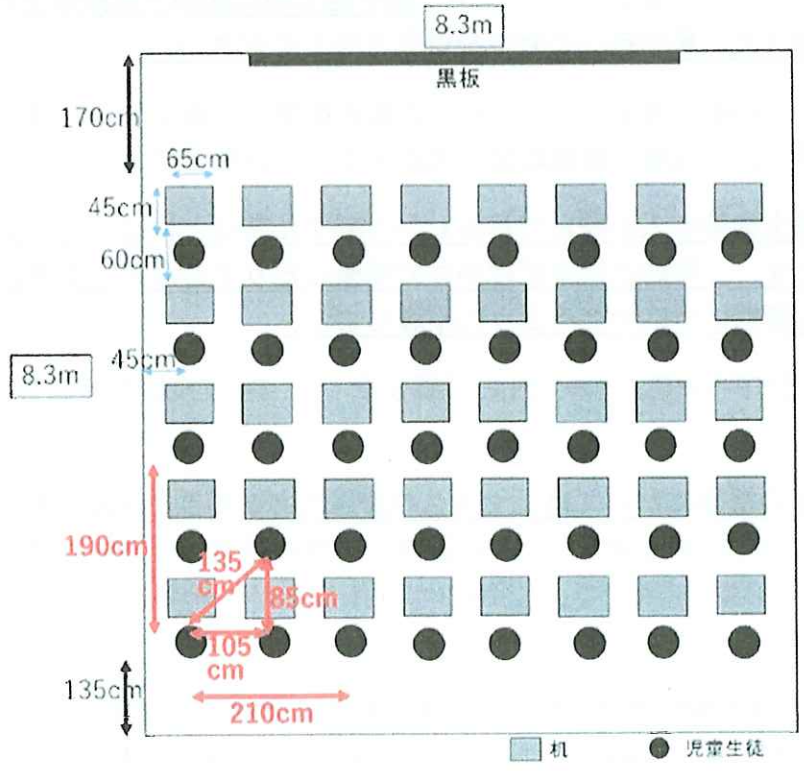
児童生徒の間隔を１メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ります。

なお、以下の図は、座席配置の一例です。**これらはあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いします。**

（参考）レベル２・３地域（1 クラス 20 人の例）



（参考）レベル１地域（1 クラス 40 人の例）



（３）「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、**基本的には常時マスクを着用することが望ましい**と考えられます。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。



１）十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。

２）熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。

※夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいです[9]が、**熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。**

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要です。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※登下校中の対応については、「第３章　７．登下校」を参照してください。

３）体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。配慮事項等については別添資料２（事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和２年５月 21 日））を参照してください。

[9] 別添資料６（文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局教育課程課長通知「熱中症事故の防止について（依頼）」（令和２年５月 27 日））参照

（参考）正しいマスクの着用について





やってみよう！新型コロナウイルス感染症対策みんなでできること（動画）

新型コロナウイルスから身を守る方法や他人にうつさないために心がけることをわかりやすく紹介する動画を公開しています。
マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。
タレントの鈴木福君と夢ちゃんと一緒に是非ご家庭でも学んでみてください。

②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

③布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは１日１回の洗濯により、おおむね１か月の利用が可能です。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載しています（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）。

（検索方法）

・YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。
https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o

④手作りマスクの作成について

手作りマスクの作成方法については、文部科学省ホームページ上の「子供の学び応援サイト」も参考にしてください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

４．重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

（１）医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もおり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談します。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等[10]（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。

このほか、特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要です。

（２）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。

[10] 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能です。

５．出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。（第４章２．（１）②参照）

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります（第２章２．（１）①及び第４章２．（２）参照）。感染がまん延している地域（レベル２や３の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります（第２章２．（１）①参照）。

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合（第２章４．（１）参照）及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合（第２章４．（２）参照）には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能です（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

（参考）出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第１９条の規定に基づく出席停止	・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・（レベル２や３の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

６．教職員の感染症対策

教職員においては、児童生徒等と同様、「２．基本的な感染症対策の実施」を参考に、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用します。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養します。教職員が休みやすい環境を作ることも重要です。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね１～２メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにます。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。

職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられます。

第３章　具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

１．各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）

・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）

・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）

・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル３地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

【レベル２地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、**リスクの低い活動から徐々に実施することを検討**します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

・　できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。

・　器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。

・　体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。

・　体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。

・　体育の授業におけるマスクの着用については必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど別添２の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和２年５月 21 日））を踏まえた取扱いとしてください。

・　水泳については、別添資料３の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和２年５月 22 日））を参照してください。

・　教育委員会は、地域の感染状況を踏まえつつ、上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」についての各学校における実施状況を把握し、仮に感染症対策が十分でないと判断する場合には、必要な指導・助言を行うとともに、地域内の他の学校にも注意喚起を行うこと。

【レベル１地域】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル２地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

なお、特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒等や

児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられます。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施してください。

２．部活動

地域の感染状況に応じて以下の通り取り組みます。

【レベル３地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

【レベル２地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあっては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられます。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重な検討が必要です。

【レベル１地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

（全体を通じての留意事項）

- 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

- 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。

- 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の

趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。

- 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- 運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項（P37）を踏まえること。
- 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

以上のほか、文部科学省作成のＱ＆Ａ[11]で示している内容に留意すること。

３．給食

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。レベル３の地域にあっても、臨時休業期間中に工夫を凝らして取り組んでいる地方自治体の例[12]などを参考に、学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれます。

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた

[11] https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00025.html

[12] 別添資料５「臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」（令和２年５月 13 日事務連絡）

調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が必要です。

【レベル３地域】

通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難ですが、適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）を提供することや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられます。それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられます。

また、持ち帰りや配布を含めた食事支援の工夫について、保護者の希望や同意及び地域の実情を踏まえ検討してください。[13]

【レベル２地域】

通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度合を上げ、レベル３の対応に戻すなど柔軟に対応してください。

【レベル１地域】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始します。

４．図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手

[13] 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（２文科初第 222 号令和２年５月１日）（抜粋）

（４）学校給食（昼食提供）の工夫について

（略）なお，学校給食は，衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが，児童生徒の食事支援の一つとして，保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に，例外的に持ち帰りを実施することも考えられる

洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組みます。

なお、公益社団法人日本図書館協会によって「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」[14]（令和２年５月 14 日公表）が作成されていますので、参考にしてください。

５．清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにします。

６．休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要です。

【レベル３地域・レベル２地域】

トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施します。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要です。

【レベル１地域】

上記のレベル２以上の地域の取組を踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導します。

７．登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「３つ

[14] http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307

の密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。
- 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、登下校時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにします。
- 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること
- 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

８．寮や寄宿舎における感染症対策

学校の寮や寄宿舎における感染症対策については、本章までに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅館協会によって作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（５月１４日公表、同２１日一部改訂）[15]も参考にしつつ、施設の規模や実情に応じて行ってください。また、登校前の健康観察についても、学校に協力して行うようにしてください。

[15] http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298

９．健康診断

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります（特例として、令和２年度は６月 30 日までに行う必要はありません）。３つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられます。

- 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- 部屋の適切な換気に努めること
- 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には１～２ｍの間隔をあけること
- 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒します。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。（別添資料４事務連絡参照）

第４章　感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、常に再流行のリスクが存在します。このため、緊急事態宣言の対象地域から除外された地域であっても、引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

１．衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握

基本的対処方針において、都道府県は、学校設置者に対し、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うこととされて

います。これを踏まえ、学校設置者は、都道府県等の衛生主管部局と連携して、地域の感染状況を把握することが重要です。

現在、公益財団法人日本学校保健会の「学校等欠席者・感染症情報システム」[16]（サーベイランスの仕組み）を積極的に活用し、同システムを利用することにより、周辺地域における児童生徒等の欠席状況等を把握し、教育委員会や保健所などと情報共有することが可能です。

2．学校において感染者等が発生した場合の対応について

（1）児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

①学校等への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることになります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や学校設置者も協力してください。

なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して２週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

[16] 日本学校保健会が運営。http://www.syndromic-surveillance.com/gakko/index.html

④ 校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。[17]なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われており[18]、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒の方法は「第２章　２．（２）③消毒」を参考に行いますが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。

（２）学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。（この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。）

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

17 【参考】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf)

18 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされています。
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1　「新型コロナウイルスについて 問１」より）

３．臨時休業の判断について

（１）学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、設置者は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施します。その後、校長は、感染した児童生徒等や、保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。感染者や濃厚接触者が教職員である場合は、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

これにとどまらず、学校の設置者が、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合です。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当です。

このような判断は、一般的には次の事項を考慮して検討されます。

①学校における活動の態様

感染者が、学校内でどのような活動を行っていたか。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってきます。

②接触者の多寡

上記「①」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まります。

③地域における感染拡大の状況

地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

④感染経路の明否

学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まります。

一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられます。

（２）感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛することがあります。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合があります。その際、設置者は、臨時休業の要否について、児童生徒等や教職員の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です。

レベル３の地域では、このように、地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行う場合もありますが、レベル１及びレベル２の地域においては、基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられます。

なお、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

（３）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

特措法第 32 条第１項に基づき，「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると，事態の進展に応じた措置が講じられることになります。

まず、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は，新型インフルエンザ等のまん延を防止し，国民の生命及び健康を保護し，並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは，施設管理者等に対し、一般的な要請として特措法 24 条９項に基づく施設の使用の制限や停止を求めること、仮に上記の要請に応じない施設管理者等がいる場合など、特に必要と認めるときは、特措法第 45 条第２項に基づく施設の使用の制限や停止を要請、その他、都道府県教育委員会に対し、同法第 24 条第７項等に基づき必要な措置を講ずることの要請

をできるようになります。

また、特措法に基づかず、教育委員会に対して一般的な協力要請や、**事実上の臨時休業の協力要請**を行う場合もあります。

さらに、市町村においても対策本部が設置され，市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し，市町村本部長の実施する緊急事態措置に係る必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第36条第6項）。

いずれの場合でも、教育委員会は、地域や児童生徒等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を把握し、児童生徒等の学びの保障も考慮しつつ、臨時休業の必要性について地方自治体の首長と事前に十分相談するようお願いします。

また、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

参考

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合

↓

保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業

↓

設置者は、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討。

一般には次の事項を考慮して検討。

・学校内における活動の態様　・接触者の多寡

・地域における感染拡大の状況　・感染経路の明否

↓

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

感染した児童生徒等や濃厚接触者の出席停止

＜児童生徒等＞

・感染者や濃厚接触者は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする

＜教職員＞

・感染者や濃厚接触者である場合には、出勤させない扱いとする

学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた，地域一斉の臨時休業の考え方

レベル１・２の地域

↓

臨時休業の必要性は低い

レベル３の地域

生活圏内の状況が「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域

↓

右の要請がない場合でも

地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動の一律自粛を要請した場合

↓

生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を踏まえ、臨時休業の要否を判断

↓

分散登校等の実施

全面的な臨時休業の実施

※分散登校（任意）等により登校の機会を設ける工夫を行うことが期待される。

第５章　幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

１．幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、

・幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。

・幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。

等の配慮等が考えられます。

２．幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、

・幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。

・時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。

・幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。

・幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

等の指導上の工夫・配慮等が考えられます。

３．登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をします。

＜本マニュアルに関する連絡先＞
文部科学省：03－5253－4111（代表）

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局健康教育・食育課（内2918、2976）

○身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること
・公立学校について　初等中等教育局 財務課（内3704）
・私立学校について　高等教育局私学部　私学行政課（内2533）
・国立学校について　総合教育政策局教育人材政策課（内3498）

○障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課（内3193）

○教職員の勤務に関すること
・公立学校について　初等中等教育局　初等中等教育企画課（内2588）
・私立学校について　高等教育局　私学部　私学行政課（内2533）
・国立学校について　総合教育政策局　教育人材政策課（内3498）

○各教科の指導に関すること
・下記以外　　初等中等教育局 教育課程課（内2565）
・体育・保健体育　スポーツ庁 政策課（内2674）
・音楽・図画工作等　文化庁 参事官（芸術文化担当）（内3163）

○部活動に関すること
スポーツ庁 政策課（内3777）
文化庁 参事官（芸術文化担当）（内2832）

○学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2694）

○学校図書館に関すること
総合教育政策局 地域学習推進課（内3717）

○幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局 幼児教育課（内2376）

本マニュアルは、「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する懇談会」委員の協力を得て作成したものである。

（職名は令和２年４月現在）
（五十音順）

朝日　滋也	東京都立大塚ろう学校統括校長、全国特別支援学校長会会長
川越　豊彦	前東京都荒川区立尾久八幡中学校統括校長、 全日本中学校長会会長
喜名　朝博	東京都江東区立明治小学校統括校長、 全国連合小学校長会会長
佐藤　秀行	公益社団法人日本 PTA 全国協議会会長
萩原　聡	東京都立西高等学校統括校長、全国高等学校長協会会長
橋本　幸三	京都府教育委員会教育長
道永　麻里	日本学校保健会副会長、日本医師会常任理事
吉田　晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会会長

【新型コロナウイルス感染症対策専門家会議関係者】

岡部　信彦	川崎市健康安全研究所長
吉田　正樹	東京慈恵会医科大学感染症制御科教授
和田　耕治	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授

また、次の方々に本マニュアルの作成に際し、多大な御助言をいただいた。

菖蒲川　由郷	新潟大学大学院医歯学総合研究科 十日町いきいきエイジング講座・特任教授
東川　勝哉	公益社団法人日本 PTA 全国協議会顧問

資料１

関係法令抜粋

○ 学校保健安全法（抄）（昭和三十三年法律第五十六号）

（保健所との連絡）

第十八条　学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

（出席停止）

第十九条　校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条　学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○ 学校保健安全法施行令（抄）（昭和三十三年政令第百七十四号）

（保健所と連絡すべき場合）

第五条　法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十九条の規定による出席停止が行われた場合

二　法第二十条の規定による学校の休業を行つた場合

（出席停止の指示）

第六条　校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

２　出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第七条　校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○ 学校保健安全法施行規則（抄）（昭和三十三年文部省令第十八号）

（感染症の種類）

第十八条　学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三（略）

2　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条　令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一　第一種の感染症にかかつた者については、治癒するまで。

二～三（略）

四　第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかつている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五　第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六　第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（出席停止の報告事項）

第二十条　令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

一　学校の名称

二　出席を停止させた理由及び期間

三　出席停止を指示した年月日

四　出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

五　その他参考となる事項

（感染症の予防に関する細目）

第二十一条　校長は、学校内において、感染症にかかつており、又はかかつている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2　校長は、学校内に、感染症の病毒に汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3　学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）（平成二十四年法律第三十一号）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条

１～６（略）

７　都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

８（略）

９　都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第三十二条　政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一　新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二　新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

三　新型インフルエンザ等緊急事態の概要（市町村対策本部長の権限）

２～６（略）

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条

１～５（略）

６　市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

７（略）

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条

1 （略）

2　特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3　施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 （略）

資料２

本事務連絡は、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について周知するものです。

事　務　連　絡
令和２年５月２１日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課　御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することが適切です。

一方で、運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要です。

なお、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮をお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いします。

記

1．体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を２ｍ以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を２ｍ以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。

2．体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはＮ９５マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を２ｍ以上確保して休憩するよう指導すること。

3．当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避けること。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。

4．毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせること。

　また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を１～２ｍ以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を２ｍ以上確保するよう指導すること。

5．教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を２ｍ以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保すること。

6．児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

資料３

本事務連絡は、今年度における学校の水泳授業（幼稚園におけるプール活動を含む。）の取扱いについて周知するものです。

事　務　連　絡
令和２年５月２２日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課　御中
各国公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

今年度における学校の水泳授業の取扱いについて

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

スポーツ庁としては、感染症の専門家の見解を踏まえて、今年度における学校の水泳授業の取扱いについて、以下のとおり考え方をお示ししますので、これを踏まえて適切に対応していただくようお願いします。

学校プールについては、学校環境衛生基準（平成２１年文部科学省告示第６０号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。

一方で、水泳の授業においては、複数クラスによる合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行うなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として、水泳の授業を実施することは差し支えないと考えます。なお、このような対策を講じること

が困難であり、児童生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度においては水泳授業の実施を控えるようお願いします。このことについては、幼稚園におけるプール活動についても同様です。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課及び幼稚園主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いします。

記

１．学校プールについては、学校環境衛生基準に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。

また、屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行うこと。なお、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本事務連絡に基づく適切な管理を徹底すること。

２．毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせること。

また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を１～２ｍ以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を２ｍ以上確保するよう指導すること。

３．授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は２ｍ以上を保つことができるよう、複数のクラスによる合同授業はなるべく避けること。

４．授業中、児童生徒が手をつないだり、体を支えるなど、児童生徒が密接する活動は避けること。ビート板などの用具を使用する場合は、児童生徒間での用具の使い回しは避けるとともに、使用後に消毒を行うこと。

５．児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、バディシステムは複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運

用すること。例えば、プールサイドで、児童生徒が互いに手をつないだり、密着して座ることはせず、２ｍ以上の身体的距離を確保しつつ同時に挙手してお互いを確認するとともに、名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をすること。

６．更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。併せて、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。

７．水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。

８．水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。

９．幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記１．～８．を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が１．～８．に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

【本件担当】
〔水泳授業の全般に関すること〕
スポーツ庁政策課学校体育室
電話　03-5253-4111（内線 2674）
〔幼稚園におけるプール活動に関すること〕
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
電話　03-5253-4111（内線 2376）

資料４

事　務　連　絡
令和２年３月１９日

【重要】
新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法に基づく健康診断の実施等について取扱いを示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課・労働安全衛生主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課　御中
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく
児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく児童生徒等の健康診断及び職員の健康診断の実施については、以下のとおり取り扱うこととします。なお、感染の拡大の状況等も踏まえ、今後も文部科学省から、必要に応じて、追加的な連絡をする場合があることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等

専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

記

1．児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について

児童生徒等の定期の健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2．職員の定期の健康診断（同法第15条第1項）の実施について

職員の健康診断は、毎学年、定期に実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を実施すること。

なお、職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断としての側面もあることから、健康診断の実施に係る取扱いについては、厚生労働省の示す見解も踏まえて対応する必要があることに留意願います（参考まで、現時点において厚生労働省が発出している通達を添付します）。

3．その他の留意事項

児童生徒等の定期の健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

＜本件連絡先＞
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

【児童生徒等の健康診断に関すること】
保健指導係
ＴＥＬ：03-5253-4111（内線2918）

【職員の健康診断に関すること】
企画調整係
ＴＥＬ：03-5253-4111（内線4950）

資料５

【新規】登校できない間の食に関する指導や食事支援の工夫についてまとめましたので、ご一読ください。

事　務　連　絡
令和２年５月１３日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課　御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

臨時休業等に伴い学校に登校できない
児童生徒の食に関する指導等について

各設置者及び学校等におかれては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和２年３月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知「令和２年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において示した「Ⅰ．新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（以下「学校再開ガイドライン」という。）及び「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和２年４月 17 日改訂。以下「臨時休業ガイドライン」という。）並びに令和２年５月１日付２文科初第 222 号初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」等を踏まえて、学校の再開又は臨時休業等の措置を講じていただいているところと存じます。

地域の感染状況によっては臨時休業が一定期間続く可能性があること、学校再開後においても、一部の児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合もあることを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に係る食に関する指導等について、以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

ついては、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の

学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いします。

記

１．栄養教諭を核とした食に関する指導について

食に関する指導においては、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活などの指導が重要とされています。

ついては、例えば下記のような方法により、また適宜 ICT を活用するなどの工夫により、児童生徒に対する指導を行うことが考えられます。

・　適切な栄養摂取に関する知識や、児童生徒だけでも整えられる食事の作り方などに係る情報提供を行い、食事への興味・関心を深めるとともに、主体的な実践を促す。
・　養護教諭等と連携して、健康記録や食事記録をとるよう促し、併せて必要な指導を行うことなどにより、望ましい生活習慣を形成し、食に関する自己管理能力が身に付くようにする。
・　食事の準備や調理、後片付けを行う際の安全や衛生についても必要な情報提供を行い、児童生徒が自ら考え、徹底できるようにする。
・　家庭での食事が中心となることから、児童生徒に対する指導の充実と合わせて、家庭への働きかけや啓発活動等を行い、望ましい食習慣の形成が図られるようにする。
・　食物アレルギーを有する児童生徒や肥満・やせ傾向にある児童生徒など個別的な相談指導が必要な児童生徒に対しても、健康状態の確認や家庭の食事に関する助言などの必要な指導を行い、児童生徒の健康状態が改善するようにする。

２．食事支援について

学校給食は、学校教育活動の一環として行われ、食に関する指導を効果的に進めるための「生きた教材」として大きな教育的意義を持っています。他方で、栄養バランスの取れた食事を提供することによって、児童生徒の健康の保持増進を直接支える意義も持ち続けています。

臨時休業期間等において、この機会に家庭等において児童生徒とともに食を考え実践することも重要と考えられる一方で、必ずしもそのような状況に家庭や児童生徒が置かれていない場合もあることから、関係部局等と連携を図り、例えば下記のような工夫により、児童生徒に対する食事の支援を行うことが考えられます。いずれの場合においても、衛生管理には十分留意するとともに、栄養をはじめ食に関す

る指導と合わせて行うことで、その実施効果を高めることが重要です。

- 登校日や子供の居場所確保等の取組に当たり、学校給食の調理場や調理員を活用して学校給食に近い食事を提供したり、簡易な食事を提供したりする。
- 献立作成などに栄養教諭等が関わりながら、民間企業や子ども食堂の運営者等との連携・協力により、栄養バランスを考慮した食事を提供する。

なお、本対応に係り、学校の臨時休業期間等において、国庫補助を受けて整備された学校給食施設を一時的に学校給食以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず、手続は不要です。また、学校給食従事者として任用する職員の職務については、当該職員の職務として規定される内容を確認するとともに、必要に応じて、本人の同意を得て業務内容を変更するなど、適切に対応することが考えられます。

＜参考資料＞

1．各地域における取組事例

2．子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（その２）　（令和２年５月８日付厚生労働省事務連絡）

＜本件連絡先＞
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
食育推進係、学校給食係
TEL：03-5253-4111（内線 2095、2694、3380）

資料６

熱中症事故の防止について、留意点をまとめましたので通知します。

２教参学第１号
令和２年５月２７日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第１項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長　　殿
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
専修学校を置く各国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三好　圭

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長
滝波　泰

（印影印刷）

熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいていますが、別添１のとおり、昨年度も学校の管理下において５千件を超える熱中症事故が発生しており、児童生徒が死亡する事案も生じています。

また、特に、今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休

業の影響により、学校再開直後から暑くなり始める時期を迎える学校もあることに加え、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要があります。

こうした状況に十分対処できるようにする観点から、下記の点に留意し、適切に御対応いただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1．適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等について

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

また、学校施設の空調整備については順次進められているところですが、普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられます。活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するなど、適切に熱中症防止を図っていただくようお願いいたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いします。

なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありません

が、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取扱いをしてください。具体的な取扱いは、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）（参考）で示している内容を御参照願います。

２．「熱中症予防強化月間」における取組について

政府においては、国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症に罹る人が急増する７月及び８月を熱中症予防強化月間と定め（予定）、国民や関係機関への周知等を強化し、熱中症予防の取組を推進しているほか、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、令和２年度は４月 17 日から 10 月 30 日まで熱中症予防サイトにおいて暑さ指数を情報提供しています。

各教育委員会等におかれては、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成 31 年３月改訂文部科学省）、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」（平成 26 年３月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「熱中症環境保健マニュアル 2018」（平成 30 年３月改訂環境省）及び上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故の防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いします。

３．夏季における休業日等の取り扱いについて

夏季における休業日等については、別添２の関連規定を踏まえ、次の（１）から（３）までを参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

（１）今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の影響により、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりすることが考えられるが、各学校及び各学校設置者の検討に当たっては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無に合わせた活動内容の設定等にも留意し、児童生徒等の健康確保に十分配慮すること。

（２）検討に当たっては、２．に記載の資料及び本通知末尾の【参考】に記載の資料等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

（３）学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

【参考】

○環境省
- 熱中症予防情報サイト（http://www.wbgt.env.go.jp/）
- 「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂　環境省）
（http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php）

○文部科学省
- 令和２年５月２１日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
（https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf）
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）
（https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html）
- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年３月改訂）
（http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm）

○独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 「熱中症対応フロー」（ポスター）（平成31年3月）
（https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx）
- 「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書（平成26年3月）
（https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx）

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111(内線2966)
E-mail：anzen@mext.go.jp

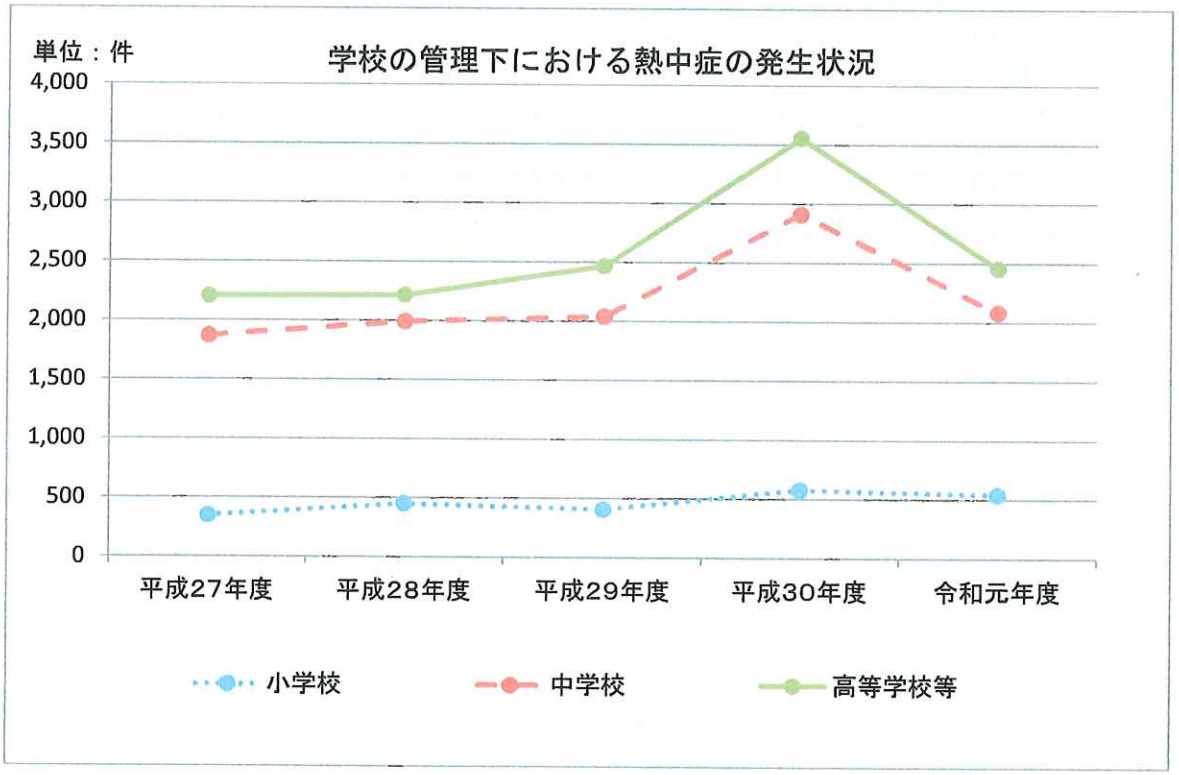
（別添１）

学校の管理下における熱中症の発生状況

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
小学校	348	451	408	579	541
中学校	1,869	1,992	2,038	2,912	2,082
高等学校等	2,204	2,216	2,467	3,554	2,452
計	4,421	4,659	4,913	7,045	5,075

（独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ）

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である（令和元年度は速報値）



（別添２）

関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条　公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

２　市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たつては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条　公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

一　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日

二　日曜日及び土曜日

三　学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条　私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条　非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

資料７

【小・中・高等学校教師用】　　保健教育指導資料（日常の保健の指導）

新型コロナウイルス感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

本資料の活用について

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の充実を図ることが求められています。

そこで本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しました。

各学校においては、これらの指導例を有効に活用し、小・中・高等学校それぞれの子供たちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはっきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するように配慮してください。

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策
指導例② 感染症の予防1（手洗い）
指導例③ 感染症の予防2（咳エチケット）
指導例④ 感染症の予防3（3つの密）
指導例⑤ 正しい情報の収集
指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

令和２年４月
文部科学省

指導例①

<テーマ> 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

【ねらい】

自分の生活や行動を振り返り、感染防止のために、一人一人が気を付けなくてはいけないことを理解し、実践できるようにする。

【指導内容】

○ウイルスは、自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えること。

○新型コロナウイルス感染症は、現時点（令和2年4月）では、飛沫感染または、接触感染によって感染するとされていること。

○感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。

○ウイルスから身を守るために、換気など周囲の環境を衛生的に保ち、正しい手洗いの方法を身に付けること。

○ウイルスに感染していても症状が出ない場合があり、その人たちが、知らないうちに感染を拡めてしまうことがあること。

○妊婦や高齢者、基礎疾患がある場合は、重症化するリスクが高いことが報告されていることから一層注意が必要であること。

○ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、「不要不急の外出を避ける」「3密を避ける」等の感染症の予防策の徹底が必要であること。

○行動が制限されている中でも、家族や友人と、「3密」を避けて工夫した交流をすることで心身の健康を保つようにすること。

○私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り適切に行動することが感染拡大防止にもつながること。

≪参考資料≫ 若者の皆様へ

【知らないうちに、拡めちゃうから。】

疫病から人々を守るとされる妖怪「アマビエ」をモチーフに、若い方を対象とした啓発アイコンを作成しました。 自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。私たち一人ひとりが、できることをしっかりやっていく。それが私たちの未来を作ります。国民の皆さま、引き続き、不要不急の外出や３密を避ける行動へのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約８割は軽症で経過し、治癒する例が多いことが報告されている一方、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化するリスクが高いことが報告されています。皆さまご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、感染症の予防策の徹底を引き続きお願いします。



厚生労働省HP より

指導例②

<テーマ> 感染症の予防１（手洗い）

【ねらい】

正しい手洗いの方法を知り、実践できるようにする。

【指導内容】

○手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
（手にウイルスがついた状態で口や鼻を触ることで粘膜から感染するから）

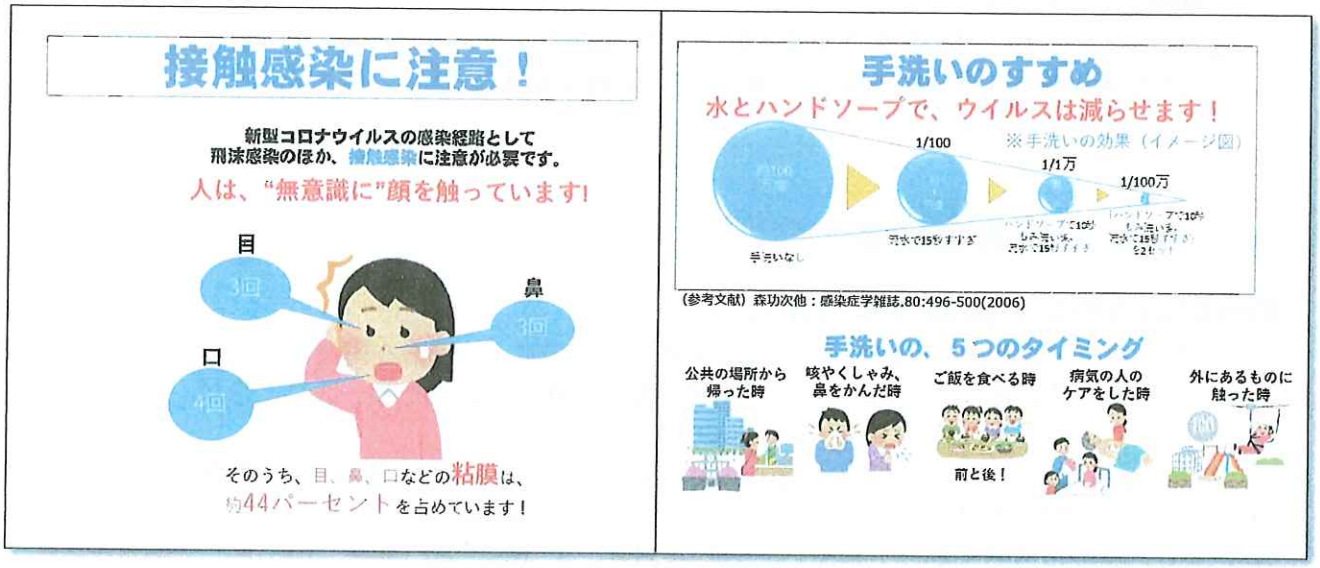
○手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
（さっと洗っただけでは、爪の裏や手のしわ、指紋の間にいたウイルスが水分で浮き出て、手のひらにウイルスが広がってしまうから）

○手のひらだけでなく、手の甲、指先、爪の間、指の間、親指の付け根、手首も洗うようにすること。（爪の間、指の間や親指の付け根などには細菌が残りやすいから）

○洗い終わったら、清潔なハンカチやタオル、ペーパータオルなどでよくふき取って乾かすこと。また、ハンカチ等は共用しないこと。

○爪を短く切り、清潔にしておくことも必要であること。

≪参考資料≫



厚生労働省ホームページから

指導例③

<テーマ> 感染症の予防２（咳エチケット）

【ねらい】

「３つの咳エチケット」と「正しいマスクの付け方」を知り、実践できるようにする。

【指導内容】

○飛沫感染とは、感染者の咳やくしゃみ、つばとともに放出されたウイルスを他者が口や鼻から吸い込んで感染することを言う。（飛沫は1～2m飛ぶと言われています。）

○飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、３つの咳エチケットを実践すること。

＜３つの咳エチケット＞

① マスクを着用する。（口・鼻を覆う。）
② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

＜正しいマスクのつけ方＞

① 鼻と口の両方を確実に覆う。
② ゴムひもを耳にかける。
③ 隙間がないよう鼻まで覆う。

≪参考資料≫



「3つの咳エチケット」首相官邸・厚生労働省

指導例④

<テーマ> 感染症の予防３（3つの密）

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症を予防するための３つの密を理解し、適切に行動できるようにする。

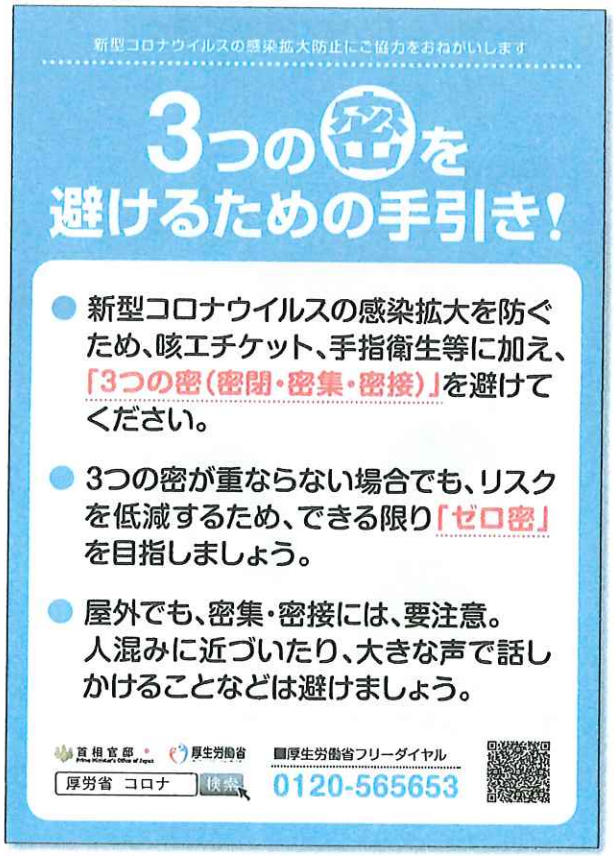
〔指導内容〕

1 換気の悪い密閉空間（空気の入れ替えのできない場所、窓のない場所）
2 多数が集まる密集場所（たくさんの人が集まる場所）
3 間近で会話や発声をする密接場面（人と人との間が近い場面）
○この３つの条件がそろう場所では、クラスター（集団）発生のリスクが高いこと。
○日頃の生活の中で３つの「密」が重ならないように工夫することが必要であること。
○３つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。

≪参考資料≫



『「密閉」「密集」「密接」しない』



3つの密を避けるための手引き

首相官邸・厚生労働省

指導例⑤

<テーマ> 正しい情報の収集

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関する情報を得るためにはどうしたらよいか考え、実践できるようにする。

【指導内容】

○公的機関などがホームページ等で提供する正確な情報を入手し冷静な行動をとること。
　・首相官邸、厚生労働省、文部科学省、国立感染症研究所など

○SNS で氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。

○情報が多すぎると必要以上に不安や心配な気持ちを引き起こす恐れがあるので、新型コロナウイルス感染症に関する情報やニュースをずっと読み続けるのは避けたほうがよいこと。

○心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。

≪参考資料≫

首相官邸ホームページ

https://www.kantei.go.jp/

・新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～

・感染症対策特集～様々な感染症から身を守りましょう～ 等

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・国内の発生状況

・新型コロナウイルス感染症に関するQ&A 等

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

・やってみよう！ 新型コロナウイルス感染症対策 みんなでできること

国立感染症研究所ホームページ

https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html

・新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ

指導例⑥

<テーマ> 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようにする。

【指導内容】

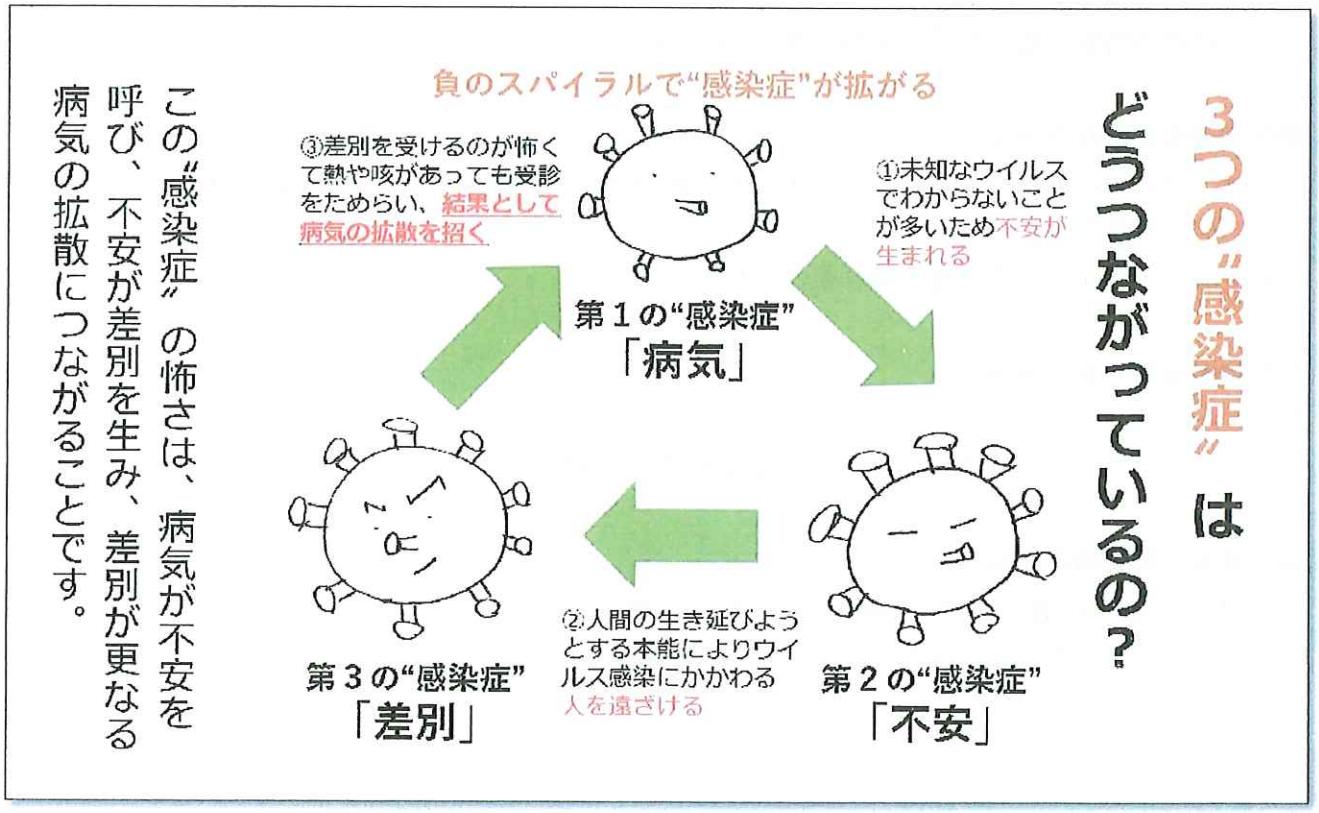
○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

○見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※１）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。

※１・感染症が広がっている地域に住んでいる人　・咳をしている人
・マスクをしていない人　・外国から来た人

○差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であること。

≪参考資料≫



「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!」日本赤十字社

≪出展・参考資料≫



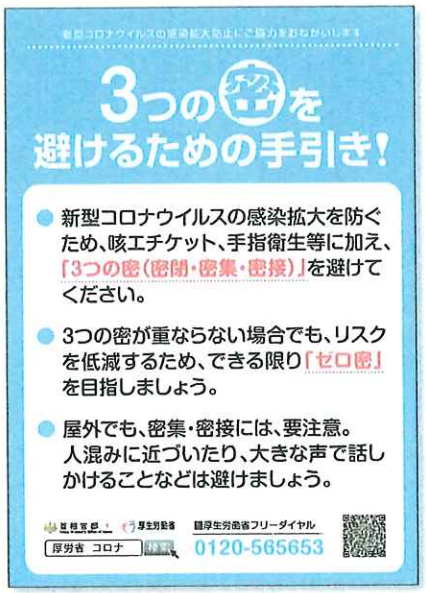
首相官邸・厚生労働省
http://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf



首相官邸・厚生労働省
http://www.kantei.go.jp/jp/content/000060227.pdf



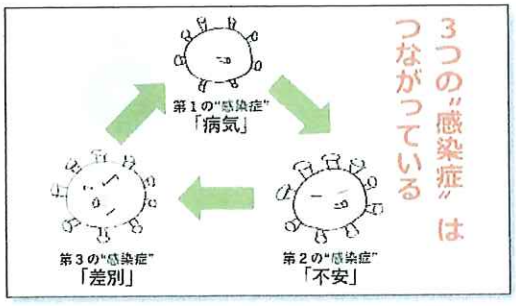
首相官邸・厚生労働省
https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062975.pdf



首相官邸・厚生労働省
https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf



首相官邸・厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin



日本赤十字社
http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html



学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～

(2020.6.16 Ver.2)

文部科学省

はじめに

国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。こうした中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和２年６月５日事務次官通知）において、そのための学校運営の指針を示しました。

本マニュアルについては、同ガイドラインの考え方に基づき、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について学校の参考となるよう作成したものです。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いします。

最後に、本マニュアルは、令和２年６月16日時点での最新の知見に基づき作成したものですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

目　次

第１章　学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について 4

１．新型コロナウイルス感染症について 4
２．地域ごとの行動基準 7
３．設置者及び学校の役割 11
（１）教育委員会等の役割 11
（２）学校の役割 11
４．家庭との連携 12

第２章　学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について 13

１．児童生徒等への指導 13
２．基本的な感染症対策の実施 14
（１）感染源を絶つこと 14
（２）感染経路を絶つこと 16
（３）抵抗力を高めること 22
３．集団感染のリスクへの対応 27
（１）「密閉」の回避（換気の徹底） 28
（２）「密集」の回避（身体的距離の確保） 29
（３）「密接」の場面への対応（マスクの着用） 31
４．重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について 33
（１）医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等 33
（２）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合 33
５．出席停止等の取扱い 34
６．教職員の感染症対策 35

第３章　具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について 36

１．各教科等について 36
２．部活動 38

３．給食 39
４．図書館 40
５．清掃活動 41
６．休み時間 41
７．登下校 41
８．寮や寄宿舎における感染症対策 42
９．健康診断 43

第４章　感染が広がった場合における対応について 43

１．衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握 43
２．学校において感染者等が発生した場合の対応について 44
（１）児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合 44
（２）学校内で体調不良者が発生した場合の対応 45
３．臨時休業の判断について 46
（１）学校で感染者が発生した場合の臨時休業について 46
（２）感染者が発生していない学校の臨時休業について 47
（３）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について 47

第５章　幼稚園において特に留意すべき事項について 50

別添資料
資料１．関係法令抜粋
資料２．（事務連絡）「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和２年５月 21 日）
資料３．（事務連絡）「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和２年５月 22 日）
資料４．（事務連絡）「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」（令和２年３月 19 日）
資料５．（事務連絡）「臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」（令和２年５月 13 日）
資料６．（文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長　初等中

等教育局教育課程課長通知）「熱中症事故の防止について（依頼）」（令和２年５月 27 日）

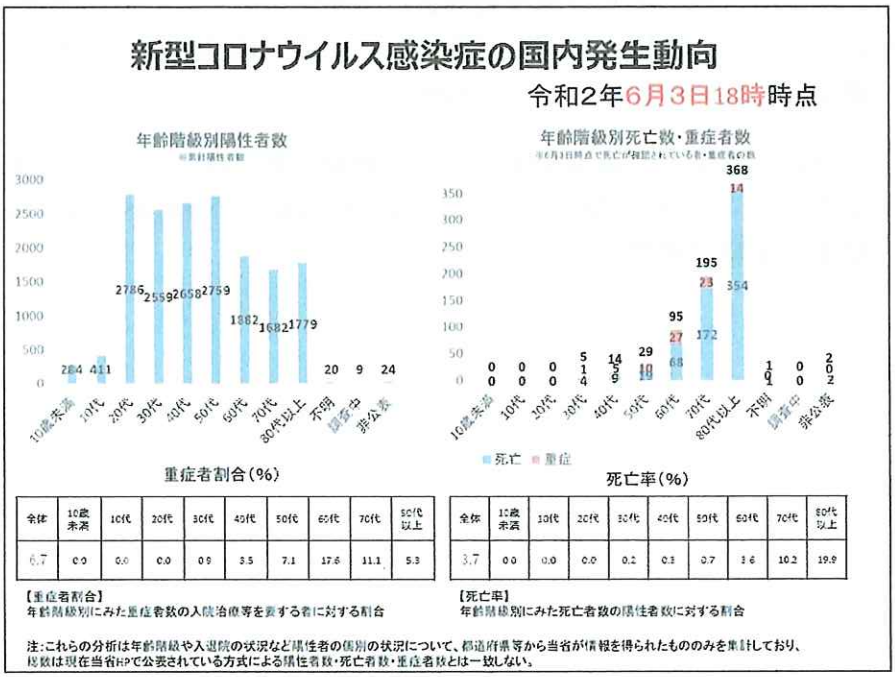
資料７．（保健教育指導資料）新型コロナウイルス感染症の予防

第１章　学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

１．新型コロナウイルス感染症について

我が国においては、国内での感染拡大の可能性があった初期である３月２日から政府の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、４月７日に政府の緊急事態宣言が行われたことや４月 16 日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、大部分の学校が５月末までの臨時休業を行いました。

新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は、国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合ともに小さいとされています。



全体	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	7.1	17.6	11.1	5.3

全体	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
3.7	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.7	3.6	10.2	19.9

出典：厚生労働省作成資料（同省ホームページ）

一方で、海外ではロックダウンによる休校、国内では学校は感染拡大初期から断続的に一斉休業が続いており、学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていない状況にあります。

本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。国内外の感染状況を見据えると、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

このため、学校においても、「３つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

その際、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での衛生主管部局との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

感染者が確認された場合には、ただちに地域一律に一斉の臨時休業を行うのではなく、感染者及び濃厚接触者を出席停止としたり、分散登校を取り入れたりしつつ、学校内で感染が広がっている可能性についての疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行います。

同時に、感染者や濃厚接触者である幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」とします。）が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 5 月 4 日）から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。
□遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
□外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
□家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
□手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
□地域の感染状況に注意する。

（2）日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底　□こまめに換気
□身体的距離の確保　□「３密」の回避（密集、密接、密閉）
□ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



（3）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

□通販も利用
□１人または少人数ですいた時間に
□電子決済の利用
□計画をたてて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

□公園はすいた時間、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは自宅で動画を活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違うときは距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出前、デリバリーも
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく横並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

□多人数での会食は避けて
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（4）働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□ オフィスはひろびろと
□会議はオンライン　□名刺交換はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

２．地域ごとの行動基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」とします。）に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です[1]。

例えば臨時休業は、緊急事態措置の際でも「一つの選択肢」であり、生活圏において感染者が発生していない場合や、生活圏内において感染がまん延している可能性が低い場合などについては、必ずしも実施する必要はありません（第４章参照）。

また、臨時休業を実施する場合、教育委員会は、都道府県単位の緊急事態措置等を前提としつつも、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童生徒等の学びを保障する観点からどのような対応が可能か、必要に応じて地方自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細やかに対応することが必要です。

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要です。このような考えから、５月 14 日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」とします）の提言で示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準を下記のとおり作成しました。

感染は一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されます。設置者及び学校においては、この行動基準を参考としつつ、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要です。

なお、この行動基準は、６月 16 日時点における感染の状況を踏まえて作

[1] ４月１日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言では，『現時点の知見では，子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって，学校については，地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』と述べられています。

成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直すことを予定しています。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動（自由意思の活動）
レベル３	できるだけ２ｍ程度（最低１ｍ）	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル２	できるだけ２ｍ程度（最低１ｍ）	リスクの低い活動から徐々に実施[2]	リスクの低い活動から徐々に実施[2]し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル１	１ｍを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル３」・・**生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域**（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近１週間の倍加時間などで判断する。特措法第 45 条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル２」・・**生活圏内の状況が、**

①**「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域**（特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第 24 条第９項に基づく協力要請を実施する地域）及び

②**「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域**

「レベル１」・・**生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル２にあたらないもの**（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

※　各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第３章に詳述しています。

[2] レベル３からレベル２に移行することを想定しており、レベル１からレベル２に上がる際には「感染リスクの高い活動を停止する」となる。

※　レベル１～３のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断すること。

＜公立学校（大学以外）の場合の判断プロセスの一例＞

① 教育委員会は、地方自治体の衛生主管部局と連携したり、「学校等欠席者・感染症情報システム」（公益財団法人日本学校保健会が運営）を活用したりするなどして、地域の感染情報を収集する。

↓

② ①や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と地域区分について相談する。

↓

③ 教育委員会は、首長（知事または市区町村長）とも地域区分について相談する。

↓

④ 以上を踏まえ、地域区分を決定する。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 5 月 14 日）から抜粋

○ 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4月1日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下３区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

①**特定（警戒）都道府県**：**法第45条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」**で新規感染者数を劇的に抑えこむ

②**感染拡大注意都道府県**：都道府県において、**地域の感染状況をモニタリング**。「**新しい生活様式**」を徹底するとともに、必要に応じ、**法第24条第9項に基づき要請を行う。**

③**感染観察都道府県**　：**引き続き感染状況をモニタリング**するとともに、「**新しい生活様式**」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

		①特定（警戒）都道府県	②感染拡大注意都道府県	③感染観察都道府県
判断基準		【緊急事態宣言の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近１週間の倍加時間　などで判断。 【再指定基準】 4/7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。	特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規感染者数等で判断することが考えられる。	新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。
対応	基本方針	**特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」**（特定警戒においては、極力8割の接触機会の低減）で**新規感染者数を劇的に抑えこむ。**	**感染状況をモニタリング**しながら、「新しい生活様式」を徹底する。 必要に応じ、知事が**法第24条第9項に基づく協力要請を実施。**	引き続き感染状況をモニタリングしながら、**「新しい生活様式」を継続。**
	外出	・**法第45条第１項に基づく外出自粛の協力要請。** ・県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 ・**不要不急の県をまたぐ移動**や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・**不要不急の①・②との県をまたぐ移動は避ける。** ・3密の場所への移動を徹底して避ける。
	出勤	・**「出勤者数の7割削減」を目指す。** ・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等	・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進	・必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進
	イベント	・**クラスターのおそれがあるイベント、３密の集まりは法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。**	・**クラスターのおそれがあるイベント、３密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛の要請等。** ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種等の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。	・一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種等の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 ・参加者は100名以下、かつ、収容人数の50%以下を目安とする。
	施設の使用制限	・感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等） ・公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。	・都道府県知事が、地域の実情に応じて法第24条第９項に基づく協力要請を実施。 ・クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	・都道府県知事が、地域の実情に応じ、法第24条第９項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 ・一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。

３．設置者及び学校の役割

（１）教育委員会等の役割

地域内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に迅速に対応できるよう、以下の役割を担います。

① 地方自治体の衛生主管部局と連携し、各学校をとりまく地域のまん延状況について情報収集し、感染拡大への警戒を継続するとともに、臨時休業の必要性等について判断します。

② 各学校の対応状況の把握や必要な物品の整備等衛生環境の整備や指導を行います。

③ 学校の感染事例を集約し、域内に改善策を周知するとともに、県・国が行う感染状況の調査に協力し、感染者情報及び感染事例について情報を提供します。

④ 学校単位で連携しにくい機関（医師会・薬剤師会等）との広域的な対応のとりまとめや、設置者として、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行います。

（２）学校の役割

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒等の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

４．家庭との連携

学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染[3]と言われています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。

毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、蔓延している地域では、児童生徒等の登校を控えることも重要です。

また、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要です。

こうしたことについて、保護者の理解と協力を得て、ご家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いしたいと思います。また、PTA 等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要です。

[3] 令和 2 年 6 月 16 日までに文部科学省に報告があった 146 件のうち、家庭内感染は約 73.3%(107 例)、学校約 1.4%、その他約 2.7%、不明約 22.6%でした。

第２章　学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があります。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「３つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠です。

１．児童生徒等への指導

学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動です。学校生活を始めるに当たり、まずは、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

また、児童生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- 清潔なハンカチ・ティッシュ
- マスク
- マスクを置く際の清潔なビニールや布等





文部科学省 HP 掲載

２．基本的な感染症対策の実施

感染症対策の ３つのポイントを踏まえ、取組を行います。

- 感染源を絶つこと
- 感染経路を絶つこと
- 抵抗力を高めること

（１）感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにします。

①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル３及びレベル２の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とします）。

この場合、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒等の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

②登校時の健康状態の把握

登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」[4]などを活用します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

【レベル３地域・レベル２地域】

児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いします。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。これらの取組を行うためには、学校全体で体制を整備することが必要です。

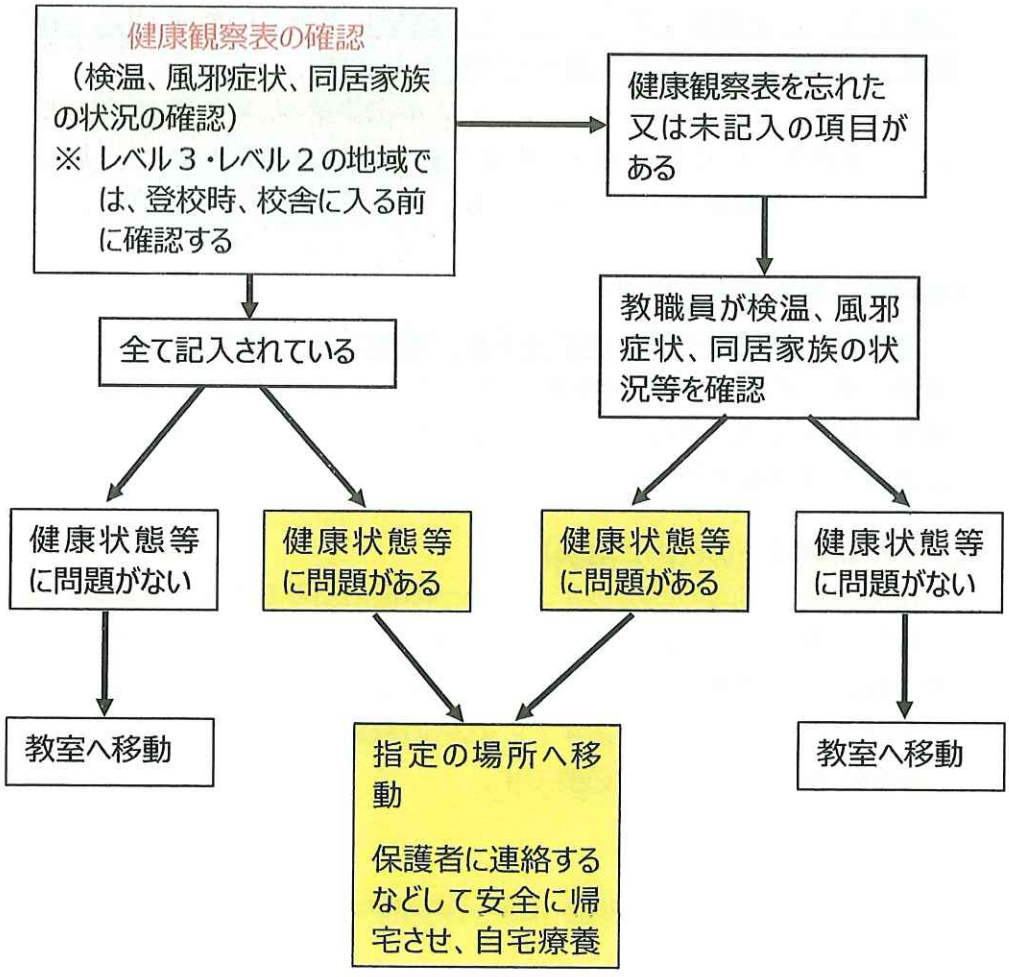
[4] 「健康観察表」は、児童生徒等の朝晩の体温、体調、同居家族の状況、保護者のサイン等を記入し、登校時に持参します。

③登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないようにします。

＜健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）＞



（２）感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

飛沫感染：　感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染：　感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなる。一方で、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果もある。

したがって、予防に努めることが重要である。　（出典：厚生労働省ホームページ（Q&A））



（出典：厚生労働省ホームページ）

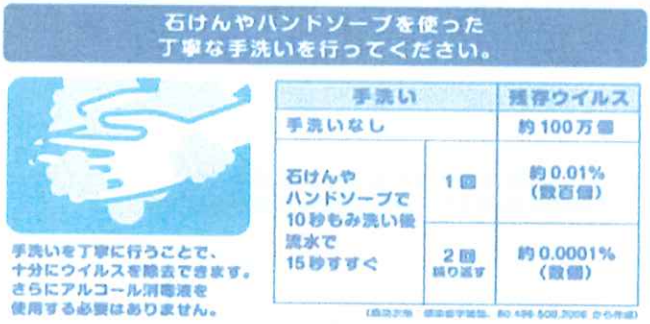
①手洗い

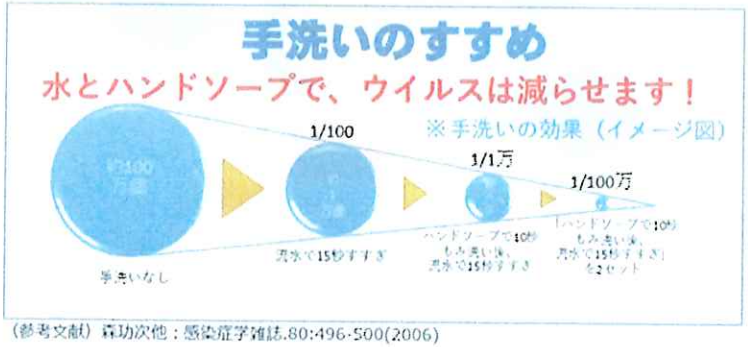
接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるので、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

登校したら、まず手洗いを行うよう指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。

なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。（それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。）





（参考文献）森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

手洗いの６つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻をかんだとき



給食（昼食）の前後



掃除の後



トイレの後

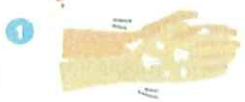


共有のものを触ったとき



正しい手の洗い方

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸
厚生労働省
厚労省

②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



③消毒

学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように指導します。

消毒を行うに当たっては、使用する製品の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等について、信頼できる情報源や取扱説明書等をよく確認の上、適切に行ってください。また、学校薬剤師等と連携することも重要です。

1）日常的な消毒について

○消毒液等について

・ 物の表面の消毒には、消毒用エタノールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液[5]を使用します。また、一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも有効です。

・ 「次亜塩素酸水」は、「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なるものです。「次亜塩素酸水」の新型コロナウイルスに対する効果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において検証試験が継続中

[5] 児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようにしてください。

であり、現時点でまだ結論は出ていません。[6]

〇消毒の方法について

- 児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は１日に１回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄します。
- 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- 換気を十分に行います。

〇エタノールを使用する際の注意点について

- エタノールを布等に含ませ、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させます。
- 揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧は故障や引火の原因になります。

〇次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点について

- 次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際は、必ず手袋を着用します。なお、ラテックス製ゴム手袋を使用する場合はラテックスアレルギーに注意が必要です。
- 手指消毒には使用しないでください。
- 色落ちしやすいものや腐食の恐れのある金属などには使用しません。
- 非常にアルカリ性が高く、薄めた液でも材質によっては変色や腐食を起こす場合があることから、拭いた後は必ず清潔な布等を用いてしっかり水拭きし、乾燥させます。
- 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置

[6] 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）「次亜塩素酸水に関すること QA」
https://www.nite.go.jp/information/osirasefaq20200430.html

きはしないようにします。

・ 次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないでください。

・ 製品の使用上の注意を熟読の上、正しく取り扱ってください。

○次亜塩素酸水の噴霧について

・ 「次亜塩素酸水」を消毒目的で有人空間に噴霧することは、その有効性、安全性ともに、メーカー等が工夫して評価を行っていますが、確立された評価方法は定まっていないと言われています。メーカーが提供する情報、厚生労働省などの関係省庁が提供する情報、経済産業省サイトの「ファクトシート」などをよく吟味し、使用について判断するようお願いします。なお、児童生徒等の中には健康面において様々な配慮が必要な者がいることから、使用に当たっては、学校医、学校薬剤師等から専門的な助言を得つつ、必要性や児童生徒等に与える健康面への影響について十分検討して下さい。

○新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

・ 効果が確認された界面活性剤を使用している洗剤のリストが独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページで公開されています。(https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html)

・ 使用する際には、経済産業省及びNITE が作成したパンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」を参考としてください。(https://www.nite.go.jp/data/000109484.pdf)

2）感染者が発生した場合の消毒について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った

物品に対する消毒は不要とされています。[7]なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われており[8]、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒の方法は１）を参考に行いますが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。

（３）抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。





[7] 【参考】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf）

[8] 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされています。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1 「新型コロナウイルスについて 問１」より）

（参考）消毒の方法等について

<table>
<tr><th></th><th>消毒用エタノール</th><th>次亜塩素酸ナトリウム消毒液</th><th>一部の界面活性剤※</th></tr>
<tr><td>使用方法</td><td>・消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる</td><td>・0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる
（材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため）

・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用</td><td>【住宅・家具用洗剤】
・製品に記載された使用方法どおりに使用

【台所用洗剤】
・布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主な留意点</td><td colspan="3">清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする</td></tr>
<tr><td>・引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける
・換気を充分に行う</td><td>・必ず手袋を使用（ラテックスアレルギーに注意）
・色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可
・換気を十分に行う
・噴霧は絶対にしない
・児童生徒等には扱わせない</td><td>・パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照（後掲）</td></tr>
</table>

※　効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。
洗剤のリスト：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ
（https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html）

（参考）次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

参考

0.05％以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
・換気をしてください。
・家事用手袋を着用してください。
・他の製品と混ぜないでください。
・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー（五十音順）	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品25mL（商品付属のキャップ1杯）※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10ml（商品付属のキャップ1/2杯）が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

（プライベートブランド）

ブランド名（五十音順）	商品名	作り方の例
イオングループ（トップバリュ）	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
西友／サニー／リヴィン（きほんのき）	台所用漂白剤	水1Lに本商品12mL（商品付属のキャップ1/2杯）
セブン&アイ・ホールディングス（セブンプレミアムライフスタイル）	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

（出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf）

（参考）新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- アルキルグリコシド
- アルキルアミンオキシド
- 塩化ベンザルコニウム
- ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

既に一部の試験機関では効果ありとされたもの
- 塩化ベンゼトニウム
- 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
（更なる試験・検討を経て最終的な評価が行われます）

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをＮＩＴＥウェブサイトで公開しています（随時更新）
https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html

- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。



品名	住宅・家具用台所洗剤		
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミンオキシド）、洗浄補助剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml

使用上の注意を守って、正しく使いましょう



- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。

本資料は、2020年5月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

経済産業省

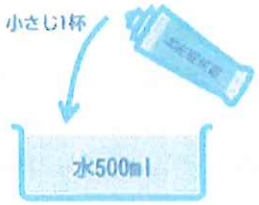
nite National Institute of Technology and Evaluation 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

台所用洗剤を使って代用することもできます。

(1)洗剤うすめ液を作る。
たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。
（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2)対象の表面を拭き取る。
キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3)水拭きする。
洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4)乾拭きする。
最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

３．集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

- **換気の悪い密閉空間**
- **多数が集まる密集場所**
- **間近で会話や発声をする密接場面**

という３つの条件（３つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この３つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、３つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指すことが望ましいとされます。



（1）「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に１回以上、数分間程度、窓を全開する）、２方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談します。

①窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮します。

②体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

③ エアコンを使用している部屋

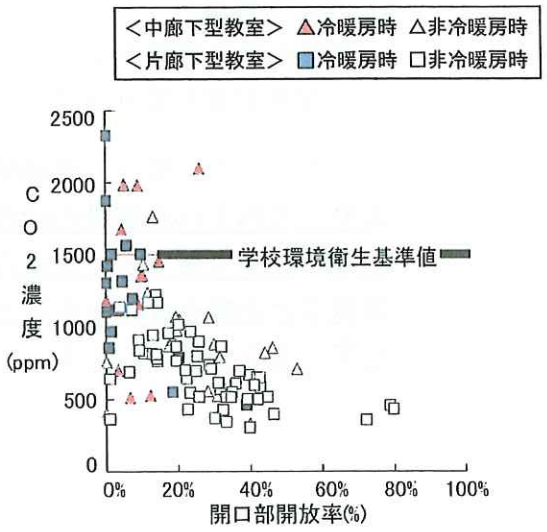
エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、**エアコン使用時においても換気は必要です。**

（参考）学校における窓・扉の開け方と換気の状態の例

右の図は、ある学校において、各クラスの時限毎の窓・扉の開放率（窓・扉の面積に対する開放部の面積比率）と二酸化炭素（CO_2）濃度との関係を、冷暖房使用の有無や教室の配置状況別に示したものです。

窓・扉の開放率が10%以下になると、CO_2濃度が学校環境衛生基準で規定している1500ppmを超えることが多くなっています。

（出典）学校における温熱・空気環境に関する現状の問題点と対策－子供たちが健康で快適に学習できる環境づくりのために－」（日本建築学会、2015年３月）



（２）「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ２メートル（最低１メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「３つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「３つの密」を徹底的に避ける必要性も高まるため、レベル３及びレベル２の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行っていただく必要があります。

レベル１の地域では、施設等の制約から１メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「３つの密」を避けるよう努めて下さい。

【レベル３地域・レベル２地域】

児童生徒の間隔を可能な限り２メートル（最低１メートル）確保するように座席配置を取ります。

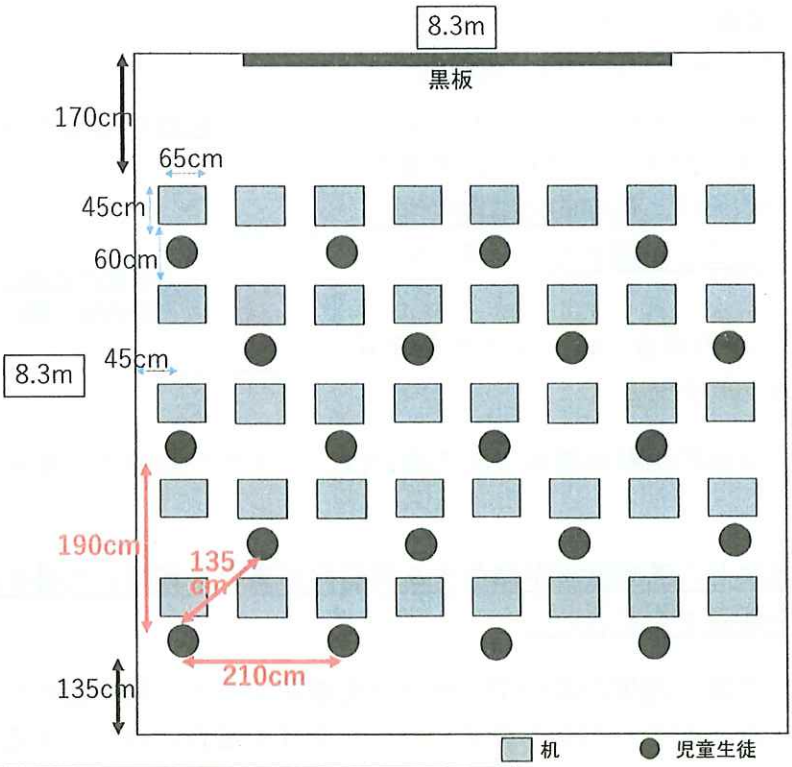
このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を２つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせて、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。

【レベル１地域】

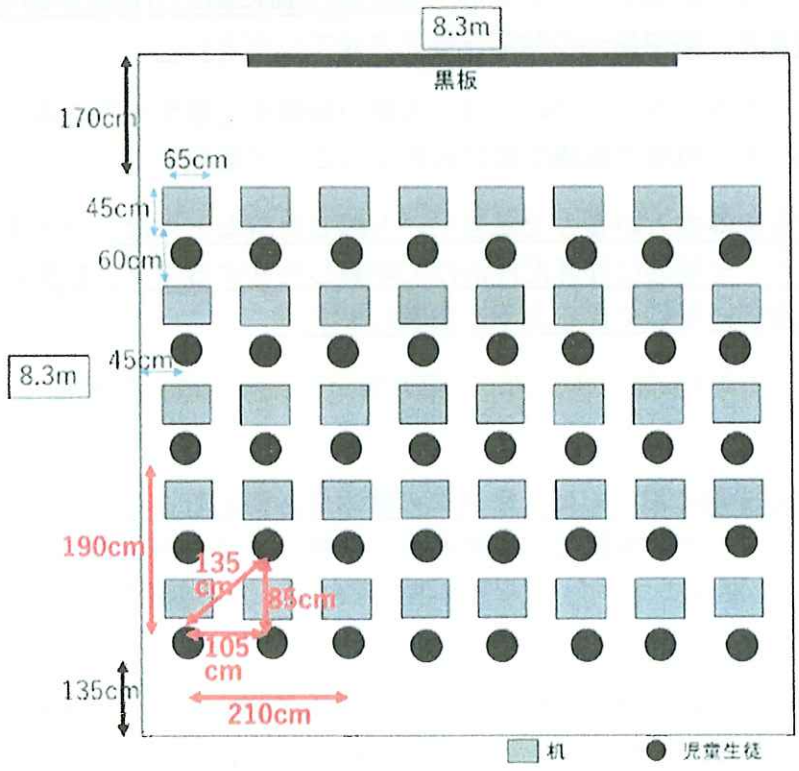
児童生徒の間隔を１メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ります。

なお、以下の図は、座席配置の一例です。**これらはあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いします。**

（参考）レベル２・３地域（1 クラス 20 人の例）



（参考）レベル１地域（1 クラス 40 人の例）



（３）「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、**基本的には常時マスクを着用することが望ましい**と考えられます。



ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。

１）十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。

２）熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。

※夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいです[9]が、**熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。**

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要です。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※登下校中の対応については、「第３章　７．登下校」を参照してください。

３）体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。配慮事項等については別添資料２（事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和２年５月 21 日））を参照してください。

[9] 別添資料６（文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局教育課程課長通知「熱中症事故の防止について（依頼）」（令和２年５月 27 日））参照

（参考）正しいマスクの着用について





やってみよう !新型コロナウイルス感染症対策みんなでできること（動画）

新型コロナウイルスから身を守る方法や他人にうつさないために心がけることを
わかりやすく紹介する動画を公開しています。
マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。
タレントの鈴木福君と夢ちゃんと一緒に是非ご家庭でも学んでみてください。

②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

③布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは１日１回の洗濯により、おおむね１か月の利用が可能です。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載しています（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）。

（検索方法）

・YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。

https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o

④手作りマスクの作成について

手作りマスクの作成方法については、文部科学省ホームページ上の「子供の学び応援サイト」も参考にしてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

４．重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

（１）医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もおり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談します。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等[10]（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。

このほか、特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要です。

（２）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。

[10] 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能です。

５．出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。（第４章２．（１）②参照）

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります（第２章２．（１）①及び第４章２．（２）参照）。感染がまん延している地域（レベル２や３の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります（第２章２．（１）①参照）。

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合（第２章４．（１）参照）及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合（第２章４．（２）参照）には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能です（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

（参考）出席停止等の取扱いについて

<table>
<tr><td rowspan="2">指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの</td><td>学校保健安全法第１９条の規定に基づく出席停止</td><td>・感染が判明した者
・感染者の濃厚接触者に特定された者
・発熱等の風邪症状がみられる者
・（レベル２や３の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者</td></tr>
<tr><td>「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合</td><td>・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合</td></tr>
</table>

６．教職員の感染症対策

教職員においては、児童生徒等と同様、「２．基本的な感染症対策の実施」を参考に、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用します。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養します。教職員が休みやすい環境を作ることも重要です。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね１～２メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにます。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。

職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられます。

第３章　具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

１．各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）

・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）

・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）

・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル３地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

【レベル２地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、**リスクの低い活動から徐々に実施することを検討**します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

- できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。
- 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- 体育の授業におけるマスクの着用については必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど別添２の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和２年５月 21 日））を踏まえた取扱いとしてください。
- 水泳については、別添資料３の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和２年５月 22 日））を参照してください。
- 教育委員会は、地域の感染状況を踏まえつつ、上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」についての各学校における実施状況を把握し、仮に感染症対策が十分でないと判断する場合には、必要な指導・助言を行うとともに、地域内の他の学校にも注意喚起を行うこと。

【レベル１地域】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル２地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

なお、特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒等や

児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられます。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施してください。

２．部活動

地域の感染状況に応じて以下の通り取り組みます。

【レベル３地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

【レベル２地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあっては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられます。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重な検討が必要です。

【レベル１地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

（全体を通じての留意事項）

- 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

- 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。

- 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の

趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。

- 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- 運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項（P37）を踏まえること。
- 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

以上のほか、文部科学省作成のＱ＆Ａ[11]で示している内容に留意すること。

３．給食

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。レベル３の地域にあっても、臨時休業期間中に工夫を凝らして取り組んでいる地方自治体の例[12]などを参考に、学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれます。

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた

[11] https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00025.html

[12] 別添資料５「臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」（令和２年５月13日事務連絡）

調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が必要です。

【レベル３地域】

通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難ですが、適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）を提供することや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられます。それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられます。

また、持ち帰りや配布を含めた食事支援の工夫について、保護者の希望や同意及び地域の実情を踏まえ検討してください。[13]

【レベル２地域】

通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度合を上げ、レベル３の対応に戻すなど柔軟に対応してください。

【レベル１地域】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始します。

４．図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手

[13] 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（２文科初第222号令和２年５月１日）（抜粋）

（４）学校給食（昼食提供）の工夫について

（略）なお，学校給食は，衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが，児童生徒の食事支援の一つとして，保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に，例外的に持ち帰りを実施することも考えられる

洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組みます。

なお、公益社団法人日本図書館協会によって「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」[14]（令和２年５月 14 日公表）が作成されていますので、参考にしてください。

５．清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにします。

６．休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要です。

【レベル３地域・レベル２地域】

トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施します。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要です。

【レベル１地域】

上記のレベル２以上の地域の取組を踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導します。

７．登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「３つ

[14] http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307

の密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。
- 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、登下校時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにします。
- 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること
- 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

８．寮や寄宿舎における感染症対策

学校の寮や寄宿舎における感染症対策については、本章までに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅館協会によって作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（５月１４日公表、同２１日一部改訂）[15]も参考にしつつ、施設の規模や実情に応じて行ってください。また、登校前の健康観察についても、学校に協力して行うようにしてください。

[15] http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298

９．健康診断

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります（特例として、令和２年度は６月 30 日までに行う必要はありません）。３つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられます。

- 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- 部屋の適切な換気に努めること
- 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には１～２ｍの間隔をあけること
- 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒します。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。（別添資料４事務連絡参照）

第４章　感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、常に再流行のリスクが存在します。このため、緊急事態宣言の対象地域から除外された地域であっても、引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

１．衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握

基本的対処方針において、都道府県は、学校設置者に対し、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うこととされて

います。これを踏まえ、学校設置者は、都道府県等の衛生主管部局と連携して、地域の感染状況を把握することが重要です。

現在、公益財団法人日本学校保健会の「学校等欠席者・感染症情報システム」[16]（サーベイランスの仕組み）を積極的に活用し、同システムを利用することにより、周辺地域における児童生徒等の欠席状況等を把握し、教育委員会や保健所などと情報共有することが可能です。

２．学校において感染者等が発生した場合の対応について

（１）児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

①学校等への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることになります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や学校設置者も協力してください。

なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して２週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

[16] 日本学校保健会が運営。http://www.syndromic-surveillance.com/gakko/index.html

③校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。[17]なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われており[18]、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒の方法は「第２章　２．（２）③消毒」を参考に行いますが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。

（２）学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。（この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。）

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

17 【参考】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf）

18 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされています。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1　「新型コロナウイルスについて 問１」より）

３．臨時休業の判断について

（１）学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、設置者は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施します。その後、校長は、感染した児童生徒等や、保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。感染者や濃厚接触者が教職員である場合は、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

これにとどまらず、学校の設置者が、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合です。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当です。

このような判断は、一般的には次の事項を考慮して検討されます。

①学校における活動の態様

感染者が、学校内でどのような活動を行っていたか。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってきます。

②接触者の多寡

上記「①」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まります。

③地域における感染拡大の状況

地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

④感染経路の明否

学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まります。

一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられます。

（２）感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛することがあります。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合があります。その際、設置者は、臨時休業の要否について、児童生徒等や教職員の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です。

レベル３の地域では、このように、地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行う場合もありますが、レベル１及びレベル２の地域においては、基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられます。

なお、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

（３）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

特措法第 32 条第１項に基づき，「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると，事態の進展に応じた措置が講じられることになります。

まず、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は，新型インフルエンザ等のまん延を防止し，国民の生命及び健康を保護し，並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは，施設管理者等に対し、一般的な要請として特措法 24 条９項に基づく施設の使用の制限や停止を求めること、仮に上記の要請に応じない施設管理者等がいる場合など、特に必要と認めるときは、特措法第 45 条第２項に基づく施設の使用の制限や停止を要請、その他、都道府県教育委員会に対し、同法第 24 条第７項等に基づき必要な措置を講ずることの要請

をできるようになります。

また、特措法に基づかず、教育委員会に対して一般的な協力要請や、**事実上の臨時休業の協力要請**を行う場合もあります。

さらに、市町村においても対策本部が設置され，市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し，市町村本部長の実施する緊急事態措置に係る必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第 36 条第 6 項）。

いずれの場合でも、教育委員会は、地域や児童生徒等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を把握し、児童生徒等の学びの保障も考慮しつつ、臨時休業の必要性について地方自治体の首長と事前に十分相談するようお願いします。

また、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

参考

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合

↓

保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業

↓

設置者は、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討。

一般には次の事項を考慮して検討。

・学校内における活動の態様　・接触者の多寡

・地域における感染拡大の状況　・感染経路の明否

↓

感染した児童生徒等や濃厚接触者の出席停止

＜児童生徒等＞

・感染者や濃厚接触者は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする

＜教職員＞

・感染者や濃厚接触者である場合には、出勤させない扱いとする

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

↓

学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた，地域一斉の臨時休業の考え方

レベル１・２の地域

↓

臨時休業の必要性は低い

レベル３の地域

生活圏内の状況が「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域

↓

地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動の一律自粛を要請した場合

↓

生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を踏まえ、臨時休業の要否を判断

↓

全面的な臨時休業の実施

※分散登校（任意）等により登校の機会を設ける工夫を行うことが期待される。

右の要請がない場合でも

↓

分散登校等の実施

第５章　幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

１．幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、

・幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。

・幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。

等の配慮等が考えられます。

２．幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、

・幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。

・時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。

・幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。

・幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

等の指導上の工夫・配慮等が考えられます。

３．登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をします。

＜本マニュアルに関する連絡先＞
文部科学省：03－5253－4111（代表）

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局健康教育・食育課（内2918、2976）

○身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること
・公立学校について　初等中等教育局　財務課（内3704）
・私立学校について　高等教育局私学部　私学行政課（内2533）
・国立学校について　総合教育政策局教育人材政策課（内3498）

○障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局　特別支援教育課（内3193）

○教職員の勤務に関すること
・公立学校について　初等中等教育局　初等中等教育企画課（内2588）
・私立学校について　高等教育局　私学部　私学行政課（内2533）
・国立学校について　総合教育政策局　教育人材政策課（内3498）

○各教科の指導に関すること
・下記以外　　初等中等教育局　教育課程課（内2565）
・体育・保健体育　　スポーツ庁　政策課（内2674）
・音楽・図画工作等　文化庁　参事官（芸術文化担当）（内3163）

○部活動に関すること
スポーツ庁　政策課（内3777）
文化庁　参事官（芸術文化担当）（内2832）

○学校給食に関すること
初等中等教育局　健康教育・食育課（内2694）

○学校図書館に関すること
総合教育政策局　地域学習推進課（内3717）

○幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局　幼児教育課（内2376）

本マニュアルは、「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する懇談会」委員の協力を得て作成したものである。

（職名は令和２年４月現在）
（五十音順）

朝日　滋也　　東京都立大塚ろう学校統括校長、全国特別支援学校長会会長
川越　豊彦　　前東京都荒川区立尾久八幡中学校統括校長、
　　全日本中学校長会会長
喜名　朝博　　東京都江東区立明治小学校統括校長、
　　全国連合小学校長会会長
佐藤　秀行　　公益社団法人日本 PTA 全国協議会会長
萩原　聡　　東京都立西高等学校統括校長、全国高等学校長協会会長
橋本　幸三　　京都府教育委員会教育長
道永　麻里　　日本学校保健会副会長、日本医師会常任理事
吉田　晋　　学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、
　　日本私立中学高等学校連合会会長

【新型コロナウイルス感染症対策専門家会議関係者】
岡部　信彦　　川崎市健康安全研究所長
吉田　正樹　　東京慈恵会医科大学感染症制御科教授
和田　耕治　　国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授

また、次の方々に本マニュアルの作成に際し、多大な御助言をいただいた。
菖蒲川　由郷　新潟大学大学院医歯学総合研究科
　　十日町いきいきエイジング講座・特任教授
東川　勝哉　　公益社団法人日本 PTA 全国協議会顧問

県立学校版

通常登校に向けたガイドライン

（新型コロナウイルス感染防止対策）

Ver.2

令和2年6月18日

埼玉県教育委員会

目　次

Ⅰ　感染症対策の徹底について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
1　児童生徒等への指導
2　校内の環境衛生管理
3　組織体制の整備

Ⅱ　授業の遅れに対する学習保障について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
1　授業における学習時間の確保
2　家庭学習による学習保障

Ⅲ－１　教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）　・・・・・・・・　１０
1　登下校
2　各教科等の指導
3　昼食
4　休み時間・放課後
5　図書館
6　清掃活動
7　学校行事
8　部活動
9　身体測定・健康診断
10　学校説明会等の中高連携

Ⅲ－２　教育活動上の留意点について（特別支援学校）　・・・・・・・・・・　１７
1　登下校
2　各教科等の指導
3　給食
4　休み時間・放課後
5　清掃活動
6　進路指導
7　学校行事
8　訪問教育
9　医療的ケア
10　寄宿舎の指導

11　教育支援プラン
12　支援籍、交流及び共同学習
13　身体測定・健康診断
14　部活動
15　学校公開
16　就学・転学、幼稚部・高等部入学に関する説明会

Ⅳ　進路指導（進学・就職）について（高等学校）　・・・・・・・・・・・・　２６
1　共通の留意点
2　進学指導の留意点
3　就職指導の留意点
4　今後の実態調査・情報提供

Ⅴ　心のケア等に関することについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
1　心のケア
2　感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめ
3　児童虐待への対応

Ⅵ　教職員の勤務・服務、健康管理について　・・・・・・・・・・・・・・・　３０
1　教職員の勤務・服務
2　教職員の健康管理

Ⅶ　就学支援について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
1　高等学校等就学支援金の申請
2　家計が急変した世帯への支援

Ⅷ　感染者が判明、又は濃厚接触者が特定された場合の対応について・・・　３２
1　新型コロナウイルス感染者発生時の対応
2　臨時休業を検討する際の判断要件
3　濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）

Ⅸ　臨時休業の考え方について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
1　基本的事項
2　児童生徒の出席停止等
3　学校の臨時休業
4　臨時休業から休業解除までの対応手順
5　保護者への事前の周知

Ⅰ　感染症対策の徹底について

1　児童生徒等への指導　　【保健体育課①・福利課】

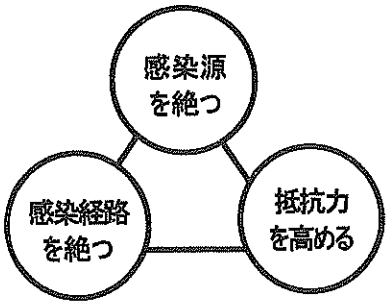
◇令和２年５月２１日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの送付について（５月２１日時点）」を参照

（１）基本的な感染症対策の実施

ア　感染症対策のポイント

感染源を絶つ行動
◎発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等は、自宅で休養（出席停止）
◎家庭と連携した健康観察
◎学校に入る前の検温　等

３つの徹底
◎手洗い
◎咳エチケット（マスクの着用）
◎校舎内・共有物の消毒　等



規則正しい生活
◎十分な睡眠
◎適度な運動
◎バランスの取れた食事　等

イ　登校の判断

（ア）事前に家庭に周知（確認）をしておくこと

a　発熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「出席停止」となる。

b　登校前に検温・健康観察を行う。健康状態が確認できない場合は、学校で検温及び健康観察を実施する。

c　登校後に発熱等の風邪症状がみられる場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ（早退）、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する（出席停止）。

d　早退等緊急時の保護者連絡先及び早退方法を確認しておく。（可能な限り、公共交通機関の利用を避ける。）

e　同居の家族の健康状態の確認及び、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないよう協力を依頼する。（出席停止）

（イ）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

保護者の事情をよく伺い、学校の感染症対策について説明する。その上で、保護者の考えに合理的な理由があると判断する場合は、欠席としないなどの柔軟な取扱いを検討する。

（ウ）発熱等の風邪症状で登校できなかった生徒の登校再開の判断

a　かかりつけ医等、医師の診断に基づき、登校の可否について判断する。

b　ただし、一時的な発熱等の後、他に症状もないような場合は、学校医に相談し、登校の可否について判断する。

c　当該児童生徒がＰＣＲ検査等を受け陰性となった場合、保健所等からの助言を踏まえ、登校の可否について判断する。

◇令和２年５月２１日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの送付について（５月２１日時点）」　問８　参照

ウ　学校で発熱等の体調不良を確認した場合の対応

◇令和２年５月２１日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの送付について（５月２１日時点）」問５参照

◆厚生労働省ホームページから

○　息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○　重症化しやすい方※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※　高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

○　上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※　症状が４日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様とする。

◆体調不良者への対応具体例

○　体調不良者が声を上げやすい雰囲気作りを行う。

○　教職員は、毎時間ごとに健康観察を行い、体調不良者の早期発見に努める。

○　体調不良者を把握した際には、保健室にインターホン等で連絡をしたうえで、その後の対応を確認する。

○　生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。

○　応急処置にあたる養護教諭・教職員は、感染により注意して対応にあたる。（必要に応じて、手袋・ガウン・フェイスシールド・防護メガネ等を活用することも検討する。）

（２）集団感染のリスクへの対応

ア　マスクの着用

（ア）飛沫防止の観点から、基本的にはマスクを着用する。

（イ）特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時はマスクを着用させる。

※　熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。

◇令和２年６月１６日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16. Ver.2)について」ｐ３１参照

イ　「３つの密」の回避の徹底

（ア）換気の悪い密閉空間は避ける　⇒　換気の徹底（こまめに換気）

ａ　可能な限り、常時２方向の窓を開放する

ｂ　エアコンの使用時も換気を行う

ｃ　環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ

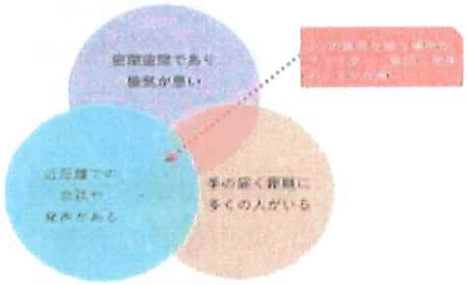
（イ）多くの人が密集する場所を作らない　⇒　身体的距離の確保

※　１ｍを目安に最大限の間隔をとること。マスクの着用と換気の徹底を組み合わせて行うこと。

ａ　不必要な身体接触を避ける
（握手や手つなぎ、ハイタッチ等）

ｂ　並び方や座席の配置等を工夫

ｃ　学年集会などにおいても、身体的距離を確保する
（広いスペースが確保できる場所）



集団発生のリスクを高めること(3密)を避ける
＊1つ1つの条件が発生しないように。

（ウ）近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

ａ　授業時や昼食時は、対面にならないようにする

ｂ　廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法（左側通行など）を定める

ｃ　来校者に対しては、密接場面とならないよう工夫する

ウ　手洗いの徹底

（ア）流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

ａ　手洗いのタイミング　⇒　登下校時、外から教室に入るとき、トイレの後、給食（昼食）の前後など

ｂ　手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない

ｃ　手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いる。
（基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。）

※　石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

（３）重症化リスクの高い児童生徒等への対応

ア　医療的ケアを必要とする、又は基礎疾患等がある児童生徒等

（ア）医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）

医療的ケア児の中には、呼吸の障害がある者もおり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行う。その際、学校での受け入れ態勢も含め、学校医にも相談する。

（イ）基礎疾患等がある児童生徒等

基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断を行う。

イ　登校すべきでないと判断された場合の出欠の取扱い

主治医等の見解により、登校すべきでないと判断された場合、「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

２　校内の環境衛生管理　　【保健体育課①】

（１）共用箇所の消毒

ア　教室やトイレなど、特に多くの者が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、１日１回以上消毒液を使用して清掃を行うこと。

イ　消毒作業については、教職員が原則実施すること。

ウ　物の表面の消毒には、消毒用エタノールや0.05％の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用すること。また、一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも有効である。

※　「次亜塩素酸水」は、「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なる。「次亜塩素酸水」の新型コロナウイルスに対する効果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において検証試験が継続中。

◇令和２年６月１６日付け事務連絡学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver.2)参照

（2）校舎内のゾーニング

ア　廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法（左側通行など）を定めること。

イ　検温等を未実施の児童生徒には健康観察を実施し、検温及び健康観察を行う場所は、専用の部屋を用意することが望ましい。

ウ　体調不良者の使用するトイレは、専用とすることが望ましい。

◆保健室について

○　保健室は、体調不良者のほか、外科的な応急処置、健康相談、保健指導等を行う場である。保健室の機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症が疑われる児童生徒・教職員の対応は、専用の部屋を用意することが望ましい。

○　専用の部屋を用意することが難しい場合は、保健室内を可動式パーテーションで区切る・入口を分けるなどして対応を行う（ゾーニング）。

○　健康相談・保健指導は時間を指定して実施することも検討する。

（3）来校者への対応

ア　来校者に対しては、必ず窓口である事務室で氏名や来校時間、連絡先等を記入させること。

イ　来校者の待機場所は、身体的距離を確保できるよう工夫をすること。

ウ　主に事務室の対応となるため、次に示す例を参考に検討すること。

◆事務室の工夫例

○　飛沫感染防止のため、カウンターをビニールシート等で仕切る。

○　事務職員はマスク着用で対応する。

○　来校者が利用できるよう、窓口に手指用消毒液を用意する。

○　窓口カウンターを、定期的に消毒する。　　等

3　組織体制の整備　　**【保健体育課①】**

（1）教職員で情報交換を行い、共通理解を図るとともに、緊急時の連絡体制を確認しておくこと。

（2）学校医及び学校薬剤師と連携した体制を整えること。

Ⅱ　授業の遅れに対する学習保障について

通常登校後、通常どおりの時間割が実施されることになるが、**休業期間において失われた授業時数の少なくとも半数の授業時数を確保する必要がある。**そのため、７月３１日まで及び８月２５日から３１日まで授業を実施することにより失われた授業時数の多くを確保しつつ、各学校の状況や次に示す内容を踏まえて、時間割編成の工夫、学校行事等の精選、長期休業期間の短縮、土曜授業の実施により、授業時数を確保すること。また、確保する授業時数を考える際には、臨時休業中に学校が課した家庭学習を踏まえること。

なお、特別支援学校については各学校の状況や児童生徒の障害の状況を踏まえて対応すること。併せて児童生徒の健康面にも十分配慮すること。

さらに、ＩＣＴを積極的に活用した学習における組織体制づくりに校内全体で取り組み、臨時休業中に取り組んできたＩＣＴによる家庭における学習支援を継続し、必要に応じて総合教育センターの動画配信の技術支援を有効に活用することも考えられる。

※　「通常登校」とは、全校生徒が通常日課に沿って、通常通りの時間割を実施している状況のことをいう。

１　授業における学習時間の確保　【高校教育指導課①・県立学校人事課・特別支援教育課】

（１）時間割編成の工夫による確保

期末考査後等における授業の実施について検討すること。

（２）各種学校行事等の延期・中止による確保

ア　文化祭や球技大会の中止等を検討すること。

イ　開校記念日における授業の実施について検討すること。実施する場合は、平成２７年１月６日付け教県第９６２号に基づき、「休業日における授業実施承認願及び臨時休業承認願」を県立学校人事課学事担当宛てに電子メールで提出すること。

（３）長期休業の短縮による確保

ア　令和２年４月２８日付け教高指第２４０号及び教特第８９号のとおり、夏季休業については、「少なくとも７月３１日まで及び８月２５日から３１日までを授業日」とすること。

イ　令和２年４月２８日付け教県第４５号に基づき報告した長期休業日について、更に変更がある場合は、県立学校人事課学事担当まで報告すること。

（４）土曜授業の実施による確保

ア　実施を希望する学校は、令和元年１１月５日付け教高指第１７０６号「県立高校における土曜日の授業の実施について（通知）」を参照し、申請すること。

イ　勤務の振替については、原則同一週とするが、それにより難い場合は、勤務した日の前４週後１６週の中で確実に行うこと。

ウ　新たな予算措置等の必要が生じる場合は、事前に県立学校人事課教員人事担当に相談すること。

エ　土曜授業は、保護者、中学生等に、平素の教育活動を広く公開することを趣旨に導入された施策であるが、今年度については、「３密」を回避するため、授業公開については弾力的な運用を行うものとする。

２　家庭学習による学習保障　【高校教育指導課①、②】

（１）家庭での学習課題を適切に課し、生徒の学力向上を図ること。

（２）例えば、授業を撮影し復習に役立つよう配信や、インターネットを介した課題の配布や回収、Webテストの実施、解説動画を配信して事前に家庭で視聴させ、授業を行うなど、ＩＣＴを活用することで家庭学習の充実を図ることができると考えられる。

（３）学習の定着が不十分である場合には、個別に補習を実施したり、追加の家庭学習を適切に課すこと。

（４）登校できない生徒への学習支援

ア　登校できない生徒に対しては、指導計画等を踏まえ教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと。

イ　授業動画の配信等を活用するよう促すこと。

ウ　家庭学習の実施状況や成果を確認し、学習評価に反映することができる。

◇令和２年４月６日付け教高指第７８号「県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る学校休業期間中の学習保障（動画配信）について（通知）」

◇令和２年４月１３日付け教高指第１３０号「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない生徒の学習保障について（通知）」

◇令和２年４月２３日付け教高指第２１６号「新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の臨時休業への対応について（通知）」

◇令和２年６月１８日付け教高指第４８３号「『県立学校版　通常再開に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）Ver.２』等の送付について（通知）」別添資料「学びの保障」総合対策パッケージ

Ⅲ－１　教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）

１　登下校　【高校教育指導課①】

（１）　公共交通機関を利用する際、マスクを着用し、会話を控えるよう指導すること。

（２）　登下校後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗うよう指導すること。

（３）　家庭、地域、関係機関（警察等）との連携・協力による登下校指導や、交通安全指導の実施を検討すること。

２　各教科等の指導　【高校教育指導課①③・保健体育課②】

（１）全体に関する内容

ア　当面の間、少人数による話し合い、教え合いは可能な限り控えること。

イ　共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒したり、使用する前後で手洗いを徹底するよう指導すること。

ウ　外部の専門家等による講義などについては、実施形態や実施時期を考慮するとともに、講師の健康状態の把握や感染防止対策を行うこと。

エ　各教科等の指導については、以下に示す活動を含め、単元の内容や順序を一部変更するなど、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないようにすること。

（２）個別の教科・科目実施上の留意点

ア　理科：当面は、実験は演示や動画の視聴に替えるなど工夫すること。

＊動画視聴サイトの一例

・おうちで学ぼう！NHK for School
https://www.nhk.or.jp/school/

・ＮＨＫ高校講座
https://www.nhk.or.jp/kokokoza/

・理科ネットワーク
https://rika-net.com/

イ　家庭：調理実習は、当面実施しないこと。

ウ　音楽：歌唱や管楽器等を使う活動は、当面実施しないこと。

エ　保健体育：

（ア）事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に見直すこと。

（イ）生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。

（ウ）生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。

（エ）下記に例示した運動については、感染防止の観点から、当面の間、実施について検討すること。

＜避けた方が良い運動の例＞
○　二人組のストレッチ　　○　近寄った状態でのランニング　など

◇令和２年６月１６日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16. Ver.2)について」参照

（オ）領域ごとの指導内容については、令和２年５月２０日付け教保体第２３６号「学校再開後の体育科・保健体育科の指導内容の例について」を参照すること。

（カ）運動時のマスク着用による身体リスクを考慮して、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、マスクを着用しない生徒の間隔を２ｍ以上保つ等、感染のリスクを避ける対策を講じること。

◇令和２年５月２１日付け教保体第２５２号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」を参照

（キ）水泳については、更衣室を一斉に利用させないことやプールサイド・プール内で生徒の間隔を２ｍ以上保つ等、感染のリスクを避ける対策を講じること。なお、生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度の取扱いを控えること。

◇令和２年５月２２日付け教保体第２５５号「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて（通知）」を参照

（ク）可能な限り屋外での学習とする。体育館や武道場等で実施する場合は、窓や扉を開放して、十分な換気を行うこと。

（ケ）授業終了時に手洗い、うがいの時間を確保すること。

（コ）中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること。

（サ）感染の不安から実技を行うことを希望しない生徒については、無理に行わせないこと。

（３）専門教科等実施上の留意点　　**【高校教育指導課③】**

ア　専門教科等においては、実習等が比較的多いことから、そうした実習等を行う場合は、換気や衛生管理を適切に行い、多くの生徒が密集しないように配慮すること。

イ　食品製造実習については、健康観察や換気及びマスクの着用、機器の消毒等の衛生管理、生徒間の距離を保つなどの対策を徹底すること。

【参　考】

「食品産業事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業

継続に関する基本的なガイドライン」（農林水産省ホームページ）
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-24.pdf
農業事業者・漁業事業者向け
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

◇令和２年６月３日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するＱ＆Ａについて（通知）」

（４）学習評価について

ア　家庭学習の評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、生徒が家庭等で取り組んだプリントやＩＣＴを活用した学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映できるよう工夫すること。

イ　１学期（前期含む）の評価

臨時休業中の家庭学習や学校再開後の学習の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価すること。

（５）各学年の課程の修了及び卒業の認定等

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にあった生徒について、単位の履修と修得、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

◇令和２年４月１３日付け教高指第１３０号「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない生徒の学習指導について（通知）」
◇令和２年６月１８日付け教高指第４８３号「『県立学校版　通常登校に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策 Ver. 2）』等の送付について（通知）」別添資料
新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

3　昼食　【保健体育課①・高校教育指導課①】

（１）食事前後の流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
（２）対面にならないように指導を徹底すること。
（３）可能な限り会話を控えるよう指導すること。
（４）食堂等の衛生管理を徹底すること。

4　休み時間・放課後　【高校教育指導課①・保健体育課①】

（１）教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行うこと。
（２）必要のない他の教室や他学年のフロアには行かせないこと。
（３）外から教室に入るときやトイレの後などに流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。

5　図書館　【高校教育指導課①】

（１）利用前後には、流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
（２）生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫し、密集させないよう配慮すること。

6　清掃活動　【保健体育課①・高校教育指導課①】

（１）窓を開け換気を十分に行うこと。
（２）短時間で終了できるように工夫すること。
（３）終了後は流水と石けんによる丁寧な手洗いをするよう指導すること。
（４）体調不良者用の部屋及びトイレは、生徒には清掃させないこと。

7　学校行事　【高校教育指導課①・保健体育課②】

「３つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。ただし、学校行事やそれに関するＬＨＲ指導は、生徒の人格形成や主権者教育の推進を図る上で重要な意義があり、「心のケア」を図る上でも生徒同士の人間関係づくりは大切な取り組みであることを踏まえ、創意工夫すること。

（１）全校集会や学年集会等
　ア　換気の悪い密閉空間は避けること。：換気の徹底（こまめに換気）
　イ　多くの人が密集する場所を作らないこと。：身体的距離の確保（１ｍを目安に最大限の間隔をとること）
　ウ　近距離での会話や発声などの密接場面を作らないこと。

（２）入学式
　ア　当日の参加者を新入生及び教職員のみとすること。
　イ　会場の椅子の間隔を空けて参加者間のスペースを確保すること。
　ウ　入学式全体の時間を短縮すること。（祝辞の割愛、式辞等を文書で配布するなど）
　エ　会場の換気や咳エチケットの徹底など、必要な感染防止対策を講じること。

（３）文化祭
　ア　文化祭は生徒が密集して長時間活動することとなるため、感染拡大防止の観点から原則として中止を検討すること。
　イ　生徒の学習活動上、必要な場合には十分な感染防止対策を行った上で、場所や参加人数等を適切に勘案し、学習成果の発表などの機会を設けることを検討すること。

（４）体育祭
　ア　現在の感染状況から、延期や中止を検討すること。
　イ　実施する場合においても、開閉会式、競技中、応援中を問わず、「密」の状態にならないように競技内容や運営方法を検討すること。

（５）遠足など、泊を伴わない校外行事

当面の間は、慎重に判断すること。実施する場合においても、旅行の目的、生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

（６）修学旅行など、泊を伴う校外行事

本県における状況を考慮すると、現状における実施の判断は大変厳しいと考えられる。しかしながら、今後の感染状況の変化も考えられることから、現段階での判断を留保する場合、実施の可否については、下記の点を踏まえ旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、企画料やキャンセル料等（※）の保護者負担にも配慮した上で、適時に判断を行うこと。

なお、その際、保護者等の理解に努めること。

○　目的地等の状況

○　現地の医療体制等

○　生徒の心情等

※　修学旅行については、７月上旬に改めて通知する予定。

８　部活動　　【保健体育課②・高校教育指導課①】

（１）部活動の在り方

ア　通常登校の開始により、実施方法は以下のとおりとする。

（ア）生徒の体力等の状況を考慮して、再開当初の活動を週３日程度かつ１回の活動を６０分程度とする等、活動の頻度や強度を落とした計画を立てること。

（イ）活動の内容について、身体接触を伴う運動や活動及び更衣や準備の時間に「３密」となる状況を避けるための工夫をすること。

（ウ）生徒の参加については、活動計画等を保護者と生徒に周知し、生徒に対して参加を強制することは絶対にしないこと。

イ　部活動の活動場所については、以下のとおりとする。

（ア）屋内で行う場合は窓を全開することや道具の消毒等を徹底するとともに、十分な身体的距離を保てるように少人数での活動とすること。

（イ）多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や、大声を出す活動は絶対に避けること。

ウ　部活動を再開するに当たっては、近隣の病院の状況を考慮し、熱中症や不慮の事故等への対応の可否について確認すること。

（２）校内合宿

校内合宿についても、泊を伴う校外行事と同様に扱うこと。

◇令和２年６月１６日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16. Ver.2)について」参照

９　身体測定・健康診断　　【保健体育課①】

◇令和２年５月２１日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの送付について（５月２１日時点）」問２２を参照

（１）学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなど、やむを得ない事由によって６月３０日までに実施することができない場合は、今年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施すること。

（２）健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。

（３）健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得ること。

（４）特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。

（５）健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「３つの密」が同時に重ならないよう注意する。

【３密を避ける例】

・生徒及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
・部屋の適切な換気に努める。
・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
・会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
・日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施する。
・その他、検査に必要な器具等を適切に消毒する。

（日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参照）

◆　健康診断実施例

○　事前の準備

・　事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。
・　事前に生徒、保護者への指導資料の作成、配布。（健診前後の手洗い・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等）
・　校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ（フェイスシールド）、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。
・　視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ずアルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。
・　生徒の待機位置（並ぶ位置）が明確になるよう、床にテープを貼っておく。
・　健診会場の確保、校内動線の確認、周知。

○　健診当日

・　生徒及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。

○　事後の対応

・　使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。

・　会場の換気を十分に行う。

（６）体育の授業や体育的行事に生徒が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるため、生徒の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。

10　学校説明会等の中高連携　【高校教育指導課②】

（１）ホームページでの情報発信を積極的に活用すること。

（２）学校説明会等の実施については、高校及び地域の中学校が通常の教育活動再開後に実施すること。また、実施する場合は、「３つの密」を避けるため、開催方法等を工夫すること。

（３）「３つの密」を避けるため、必要な対策を取り、縮小して実施すること。また、中学校訪問に当たっては感染防止上の観点から縮減又は中止を検討すること。なお、出前授業の実施については原則受け入れを見合わせることを踏まえて対応すること。

（４）参加者には、事前の健康観察など十分な感染症予防を依頼した上で実施すること。

Ⅲ－２　教育活動上の留意点について（特別支援学校）

【特別支援教育課・保健体育課①②】

１　登下校

（１）スクールバス

ア　運行業者への換気や消毒の依頼

運行業者に対し、県教育委員会よりマスクの着用、手洗い、うがいの励行、運行前後の車内消毒の徹底、安全面を確保した上での換気等の感染拡大防止対策を適切に実施するよう依頼している。

イ　特に学年閉鎖や一部臨時休業等になった場合は、乗車予定の児童生徒が変動するため、乗車する児童生徒の氏名を正確に運行業者へ連絡する。

ウ　スクールバス乗車前には、あらためて健康観察を行うよう保護者に依頼する。

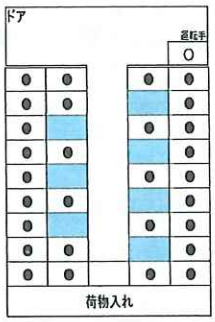
エ　乗車前に発熱等の体調不良がみられた場合は、スクールバスに乗車できないことについて、事前に保護者の理解を得ておく。

オ　スクールバスの座席配置の工夫

乗車する児童生徒の実態を踏まえた上で、下記の図を参考に各バス便に乗車する児童生徒数を考慮し、可能な限り間隔を空けた座席配置を工夫する。スクールバスの増車が認められた学校は過密が緩和されるよう運行の工夫を検討する。

■中型バス（３７人定員）乗車率約８０％の乗車イメージ

① 通路側席は、児童生徒同士が密着することを防ぐため、交互に空席を設ける。
② 窓側席は、窓を開け換気を行うことが可能であるため、空席を設けない。
③ 最前列席は、乗車口があり前面の空間が確保できるため、空席を設けない。



カ　スクールバスの乗車に不安を感じる保護者については、保護者等による送迎についても柔軟に対応する。

キ　スクールバス乗車中は、できるだけ会話を控える、マスク着用を促すなどの感染予防についてあらかじめ指導しておく。

ク　校門や昇降口等での密集が起こらないよう、例えば、安全面を確保した上でスクールバス到着・下車時刻を可能な範囲で分散させるなどの工夫をする。

（２）時差通学

ア　当面の間、公共交通機関を利用する児童生徒の多い学校において、地域の公共交通機関の混雑の状況により通勤時間帯を避けた登校時間の設定もできるものとする。

イ　家庭、地域、関係機関（警察、最寄り駅等）に対し、時差通学の実施や例えば通学時に周囲の物に触れる機会が多い視覚障害などの障害特性について情報提供を行う。これら関係機関等と連携・協力した登下校指導や、必要に応じて交通安全指導の実施を検討する。

（３）通常登校開始後の学校の居場所の確保

通常登校の開始により学校での居場所の確保としての受け入れについては終了とする。感染者が判明又は濃厚接触者が特定されたことにより臨時休業を行った場合についても受け入れは行わない。

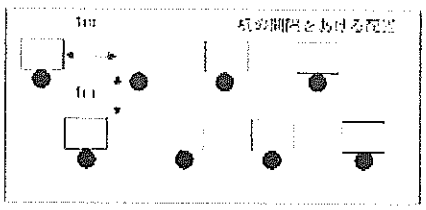
２　各教科等の指導

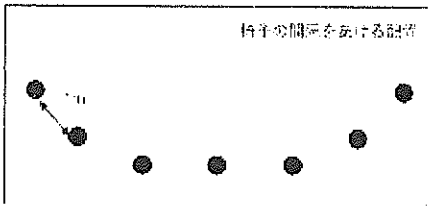
（１）全体に関する内容

ア　教員と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導などについて、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施する。

イ　教室内での身体的距離の確保

（ア）下の図を参考に可能な限り１ｍを目安に学級内で最大限の間隔をとるよう座席配置を工夫する。





（イ）身体的距離を保てる人数での活動を基本とし、グループ等の活動においてもできる限りの少人数での活動とする。その他、密集したり近距離での活動になったりしないよう配慮する。

ウ　可能な限り、常時２方向の窓を開放する。休み時間や放課後には、教室や廊下等の窓を開放し十分な換気を行う。エアコン使用時も状況に応じて適宜換気を行う。

エ　教員・児童生徒は、障害の状況に応じて可能な限りマスクまたはフェイスシールドを着用する。指導上着用が困難な場合には、例えば透明なビニールや衝立などの活用を検討する。

オ　共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒し、使用する前後で手洗いを徹底させる。

カ　外部人材を活用する際には、検温や風邪症状など体調に関する健康の把握や感染防止対策を行うこと。

キ　各教科等の指導については、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点か

ら、リスクの高い学習活動を行わないなど、単元の内容や順序を一部変更して行うなど工夫すること。

（２）個別の教科等

ア　生活単元学習及び家庭等：

調理実習は児童生徒同士が近距離の活動となり試食も行うため、当面実施しないこと。

イ　音楽：歌唱や管楽器等を使う活動は当面実施しないこと。

ウ　保健体育：

（ア）事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に見直すこと。

（イ）児童生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。

（ウ）児童生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。

（エ）下記に例示した運動については、感染防止の観点から、当面の間、実施について検討すること。

＜避けた方が良い運動の例＞
○　二人組のストレッチ　　○　近寄った状態でのランニング　など

◇令和２年６月１６日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16. Ver.2)について」参照

（オ）領域ごとの指導内容については、令和２年５月２０日付け教保体第２３６号「学校再開後の体育科・保健体育科の指導内容の例について」を参照すること。

（カ）運動時のマスク着用による身体リスクを考慮して、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、マスクを着用しない児童生徒の間隔を２m以上保つ等、感染のリスクを避ける対策を講じること。

◇令和２年５月２１日付け教保体第２５２号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」を参照

（キ）プール指導については、高等学校等と比較してプールが狭小であることから、密集、密接な状況が生じるため、中止を検討すること。

（ク）可能な限り屋外での学習とする。体育館や武道場等で実施する場合は、窓や扉を開放して、十分な換気を行うこと。

（ケ）授業終了時に手洗い、うがいの時間を確保すること。

（コ）中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること。

（サ）感染の不安から実技を行うことを希望しない児童生徒については、無理に行わせないこと。

エ　専門教科及び作業学習

食品加工や清掃等の実習を実施する場合、感染症対策を講じた上で、衛生管理を徹底して実施する。ただし、外部の方を対象とした校内カフェ等は当面運営しない。

オ　自立活動

近距離での会話や発声等が必要な指導場面でマスクが使用できない場合や、教員と児童生徒の接触や児童生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う等の柔軟な対応を図る。

3　給食

（1）給食時の感染予防の徹底

ア　給食室で一堂に食事をすることは避け、教室等で食事をする。

イ　座席は対面にならないよう配置を工夫する。

ウ　食事指導は、児童生徒の正面ではなく横から行うようにする。児童生徒の実態によりやむを得ず対面な配置となる場合は、フェイスシールドやエプロン、使い捨て手袋を活用するなど、飛沫による感染予防のための措置を講じること。

エ　教員による配膳を行う。

オ　可能な限り会話を控えるよう指導する。

カ　食事前後の手洗い指導を徹底する。

（2）今後、学年閉鎖や一部臨時休業になった場合は、児童生徒数の変動により食材量が変動するため業者への連絡について、遺漏のないようにすること。

（3）調理従事者の健康管理や、調理場の衛生管理を徹底する。

4　休み時間・放課後

（1）教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行うこと。

（2）必要のない他の教室や他学年のフロアには行かせないこと。

（3）外から教室に入るときやトイレの後などに手洗いを徹底させること。

5　清掃活動

（1）窓を開け換気を十分に行うこと。

（2）短時間で終了できるように工夫すること。

（3）終了後は流水と石けんによる丁寧な手洗いをするよう指導すること。

（4）体調不良者用の部屋及びトイレは、児童生徒には清掃させないこと。

6　進路指導

（1）産業現場等における実習は、感染予防の観点から学校再開後、高等部３年生及び専攻科の進路先決定に必要な生徒について優先的に実施する。実施において、不安を感じる保護者に対しては、事前の説明を丁寧に行い、意向を十分に踏まえた上で実施する。

（2）中学部及び高等部１・２年生の産業現場等における実習については、感染防止の観点から９月以降の実施とする。

7　学校行事

「３つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。ただし、学校行事は児童生徒にとって重要であることから、学習活動上必要な学校行事の実施については以下のことを踏まえて検討すること。

（1）文化祭・運動会

ア　児童生徒が密集して長時間活動することとなるため、感染防止の観点から中止を検討すること。

イ　児童生徒の学習活動上、必要な場合には十分な感染防止対策を行った上で、少人数による学習成果の発表の授業などを検討する。

（2）修学旅行など、泊を伴う校外行事

本県における状況を考慮すると、現状における実施の判断は大変厳しいと考えられる。しかしながら、今後の感染状況の変化も考えられることから、現段階での判断を留保する場合、実施の可否については、下記の点を踏まえ旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、企画料やキャンセル料等の保護者負担にも配慮した上で、適時に判断を行うこと。

なお、その際、保護者等の理解に努めること。

○　目的地等の状況

○　現地の医療体制等

○　生徒の心情等

（3）社会体験学習など、泊を伴わない校外行事

当面の間は、慎重に判断すること。実施する場合においても、旅行の目的、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

8　訪問教育

（1）呼吸器の障害があり気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒も多く、重症化リスクが高いことから、保護者と十分に相談し、地域の感染状況や、主治医の見解を保護者に確認し、児童生徒の状態等に基づき個別に実施について判断のうえ、感染症予防対策を十分行った上で実施すること。

（２）訪問すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととする。「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

９　医療的ケア

（１）医療的ケアを必要とする児童生徒の中には、呼吸器の障害があり気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒も多く、重症化リスクが高い者も含まれていることから、主治医の見解を保護者に確認の上、地域の感染状況を踏まえ、個別に登校の判断をする。

（２）４月以降の登校状況などを踏まえ、児童生徒の状況を確認すると共に保護者との共通理解を図りながら、医療的ケアを段階的に進めていく。

（３）登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととする。「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

10　寄宿舎の指導

（１）寄宿舎内での活動の３密な状況を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用などにより環境衛生管理を徹底する。

（２）十分な睡眠がとれるようにし、朝夕の検温等の健康観察を行うなど健康管理を徹底する。

（３）寄宿舎の利用人数を段階的に増やしていく際には、これまでの利用状況や個別の事情を把握し、十分配慮した上で調整していくこと。

11　教育支援プラン

（１）学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、教育支援プランの精査や見直しを行う。特に、新入学の児童生徒等について、個別の指導計画等を作成していない場合は、保護者等と連携して実態を把握のうえ作成する。

（２）今年度は、教育支援プランの作成時の目標に対する評価を３月に行うよう年間のスケジュールを見直すことについて保護者の理解を得ること。なお、作成後は保護者と連携を図り、随時進捗状況を伝えるよう努める。

12　支援籍、交流及び共同学習

（１）支援籍は、９月以降の実施とすること。実施に当たっては、市町村毎で学校の再開状況が異なることにも十分留意し、計画を作成すること。

（２）交流及び共同学習の実施にあたっても、支援籍と同様に対応する。当面の間、交流会についてはＩＣＴを活用した交流方法の工夫などを検討した上で、直接集まらずに実施することが難しい場合は中止を検討する。

13　身体測定・健康診断　　【保健体育課①】

◇令和２年５月２１日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの送付について（５月２１日時点）」問２２を参照

（１）学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなど、やむを得ない事由によって６月３０日までに実施することができない場合は、今年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施すること。

（２）健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。

（３）健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得ること。

（４）特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。

（５）健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「３つの密」が同時に重ならないよう注意する。

【３密を避ける例】

- 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
- 部屋の適切な換気に努める。
- 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
- 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
- 日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施。
- その他、検査に必要な器具等を適切に消毒。

（日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」から）

◆ 健康診断実施例

○ 事前の準備

・ 事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。

・ 事前に児童生徒等、保護者への指導資料の作成、配布。（健診前後の手洗い・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等）

・ 校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ（フェイスシールド）、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。

・ 視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ずアルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。

・ 児童生徒等の待機位置（並ぶ位置）が明確になるよう、床にテープを貼っておく。

・ 健診会場の確保、校内動線の確認、周知。

○ 健診当日

・ 児童生徒等及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。

○ 事後の対応

・ 使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。

・ 会場の換気を十分に行う。

（６）体育の授業や体育的行事に児童生徒等が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるため、児童生徒等の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。

14 部活動

（１）部活動の在り方

ア 通常登校の開始により、実施方法は以下のとおりとする。

（ア）生徒の体力等の状況を考慮して、再開当初の活動を週３日程度かつ１回の活動を６０分程度とする等、活動の頻度や強度を落とした計画を立てること。

（イ）活動の内容について、身体接触を伴う運動や活動及び更衣や準備の時間に「３密」となる状況を避けるための工夫をすること。

（ウ）生徒の参加については、活動計画等を保護者と生徒に周知し、生徒に対して参加を強制することは絶対にしないこと。

イ 部活動の活動場所については、以下のとおりとする。

（ア）屋内で行う場合は窓を全開することや道具の消毒等を徹底するとともに、十分な身体的距離を保てるように少人数での活動とすること。

（イ）多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や、大声を出す活動は絶対に避けること。

ウ　部活動を再開するに当たっては、近隣の病院の状況を考慮し、熱中症や不慮の事故等への対応の可否について確認すること。

（2）実施にあたっては、障害の状況にも十分配慮すること。

◇令和２年６月１６日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16. Ver.2)について」参照

15　学校公開

当面の間、外部からの来校者のある学校公開は中止を検討する。

16　就学・転学、幼稚部・高等部入学に関する説明会

来年度の就学・転学・入学に関係する説明会を計画する際には、参加者を次年度の就学等に関する者に限定し、複数回に分散するなど工夫により３密な状況が生じないようにする。また、参加者には事前の健康観察を依頼するなど感染症の予防に十分留意した上で実施し、就学等に必要な情報が本人及び保護者に対し適切に提供されるよう配慮する。

Ⅳ　進路指導（進学・就職）について（高等学校）

1　共通の留意点　【高校教育指導課②③】

（1）個別指導を行い生徒個々の進路実現に努めること。
　登校できない生徒に対しても、個別指導によるきめ細かな進路指導を継続すること。

（2）「進路の手引き」等を活用し、個々に応じた丁寧な指導を行うこと。

（3）個別指導においては、「３つの密」を避けるよう留意すること。

（4）インターネット環境のない家庭に対しては、コンピュータ室の使用ができるよう配慮すること。

（5）必要に応じてWeb会議システムを利用して面談等をする場合は、個人情報を保護する観点から適切に対応すること。

2　進学指導の留意点　【高校教育指導課②】

（1）各大学等のオープンキャンパス等について、情報の収集に努め、生徒へ適切に指導すること。

（2）国は、大学入試全体の選抜方法の指針を６月中に「大学入学者選抜実施要項」として示す方針であり、情報が入り次第、速やかに各学校に通知する。各学校においては、入試に関する情報収集に努め、周知すること。

3　就職指導の留意点　【高校教育指導課③】

（1）求人票に係る指導の際には、厚生労働省「高卒就職情報WEB提供サービス」を積極的に活用すること。
　なお、IDとパスワードの取扱いについては以下の点に留意すること。
　　ア　交付は生徒のみとする。
　　イ　交付した生徒のリストを作成すること。
　　ウ　生徒は保護者を含め他人にIDとパスワードを教えないこと。

（2）職業調べについては、厚生労働省「職業情報提供サイト（日本版 O-NET）」の活用も検討すること。（令和２年３月３１日付け事務連絡で各学校に周知）
　　(URL)　http://shigoto.mhlw.go.jp

（3）令和２年６月１１日付け文部科学省及び厚生労働省から令和３年３月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更が通知されたため、就職を希望する生徒や保護者に周知すること。

ア	企業による学校への求人申し込み及び学校訪問開始	７月　１日
イ	学校から企業への生徒の応募書類提出開始	１０月　５日
ウ	企業による選考開始及び採用内定開始	１０月１６日

（４）関係機関から情報が入り次第、速やかに各学校に通知する。各学校においては、各企業等の訪問や採用に関する情報収集に努め、周知すること。

４　今後の実態調査・情報提供

（１）今般の未曽有の状況下の進路指導においては、学校の状況や要望を把握することが必要であるため、実態調査等の実施を予定。

（２）今後、学校の状況を踏まえ、進路指導に係る情報を随時提供していく予定。

◇令和２年５月２６日付け教高指第３２６号「令和２年度埼玉県高等学校等進路指導主事会の中止について（通知）」に伴う配布資料

◇令和２年６月１２日付け教高指第４８６号「令和３年３月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について」

Ⅴ　心のケア等に関することについて

1　心のケア　　【生徒指導課】

（1）児童生徒等の理解・心のケア

学校再開後の児童生徒等は、長期の臨時休業中から継続して、さまざまな不安やストレスを抱えていることが懸念される。教職員が児童生徒等の気持ちや不安を丁寧に理解し、寄り添った指導を行い、家庭との連携も図りながら、安心・安全な学校生活が送れるよう取り組むこと。

（2）自殺予防への取組

休業明けの環境の変化により、精神的に不安定な状況から自殺者が増える傾向にある。学校における早期発見や見守りの取組、家庭における見守りの促進等を通じて、通常登校後も児童生徒等の状況を的確に把握し、自殺予防対策を適切に行うこと。

（3）児童生徒等の不登校等への対応

不登校等に対する予防的対応を図りつつ、児童生徒等を理解し、人間味のある温かい指導が行えるように、指導のあり方や指導体制について改めて確認すること。

また、これまでに学校復帰した不登校等児童生徒等が、再び不登校等になることもあるため、当該児童生徒等の家庭との連携を図り、通常登校後の受け入れ体制を再確認すること。

なお、不登校等児童生徒等への支援にあたっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく国の基本方針等を改めて確認のうえ、適切に対応すること。

（4）相談窓口

児童生徒等は、長期の臨時休業中から継続してさまざまな不安・ストレスを抱えていることが懸念される。学校以外の相談窓口を周知するなど、児童生徒等の心のケアに配慮すること。

・「埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ」（リーフレット）
　～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～
・困ったときの相談窓口（県ＨＰ）
　（ＵＲＬ）https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html
・ＳＮＳ教育相談（埼玉県教育委員会）
　（ＵＲＬ）https://lin.ee/03SvfNZx

◇令和２年５月２２日付け教生指第７５－２号「県立学校の再開における児童生徒等への適切な指導について（通知）」を確認し、資料等を参照

◇令和２年５月２８日付け教生指第９３号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

2　感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめ　【生徒指導課・人権教育課①】

（１）感染者等に対する偏見や差別、いじめ

感染者を特定しようとすることやＳＮＳ等で誤った情報を発信することは、児童生徒等のプライバシーへの配慮を欠く行為である。また、医療・福祉従事者をはじめ、社会機能維持のために働く方々やその家族に対する感染症を理由とした偏見や差別などは、人権を侵害する行為である。それらの行為はいじめにつながる恐れもあることから、各学校においては、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、児童生徒等の発達の段階に応じて適切に指導するとともに、人権教育の指導の充実を通して、感染者等に対する偏見や差別、いじめが生じることがないよう取り組むこと。

また、いじめが発生した場合には通常の対応と同様に組織として対応すること。

（２）ＳＮＳ上の書き込み等

ネット上の誹謗中傷などの掲載については、必要に応じて警察署などの関係機関に相談するとともに、ネットサービスの運営会社等への削除を依頼すること。

◇令和２年５月２２日付け教生指第７５－２号「県立学校の再開における児童生徒等への適切な指導について（通知）」を参照し、内容の確認をする

◇令和２年５月２８日付け教生指第９３号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

3　児童虐待への対応　【人権教育課②】

学校再開後に、臨時休業期間中の在籍児童生徒に関する児童虐待事案を発見した場合には、人権教育課（企画・児童虐待対応支援担当）まで報告・相談するとともに、事案の内容を鑑みて児童相談所等とも連携した迅速な対応をすること。

◇令和２年４月１３日付け教人第６号「児童虐待に係る通告・通報の報告について（通知）」を参照

Ⅵ　教職員の勤務・服務、健康管理について

1　教職員の勤務・服務　　【県立学校人事課】

次の通知を踏まえ、適切に対応すること。

◇令和２年３月４日付け教県第１０４１－１号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取扱いについて（通知）」
◇令和２年３月４日付け教県第１０４２－１号「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等及び感染予防の徹底について（通知）」
◇令和２年４月６日付け教県第２９号「職員の体調不良時の対応の周知徹底について（通知）」
◇令和２年４月１３日付け教県第４１－１号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の服務等について（通知）」
◇令和２年５月１５日付け教県第１２０－１号「『学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例』及び『学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則』の運用について（通知）」
◇令和２年５月２２日付け教県第１２８－１号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）』の一部変更について（通知）」
◇令和２年５月２７日付け教県第１３３－１号「妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）」
◇令和２年５月２９日付け教県第１５３－１号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』の一部改正について（通知）」
◇令和２年６月２日付け教県１９０－１号「新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合の職務に専念する義務の特例について（通知）」
◇令和２年６月５日付け事務連絡「不祥事防止チェックリスト（教職員用）」
◇令和２年６月１６日付け教県２４２号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」の一部変更について（通知）

2　教職員の健康管理　　【福利課・県立学校人事課】

（１）朝夕の体温測定をするなど教職員の体調変化に注意し、発熱や風邪症状がないことを確認してから出勤するよう指導すること。

（２）体調不良時の対応

ア　風邪症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、下痢、倦怠感等）で体調不良の場合は、出勤の自粛を徹底させること。また、服薬により熱が下がっている場合もあるため、解熱しても、服薬がない状態で２日程度の間は朝夕の体温測定を続けるなど体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に学校に連絡させること。

イ　風邪症状のある親族等と同居又は長時間の接触があった場合は、出勤を自粛させること。また、朝夕の体温測定をするなど自身の体調変化に注意し、風邪症状等がないことを確認してから出勤させること。

◇令和２年３月６日付け教県第１０５１－１号、１０５１－２号「職員の体調不良時の対応の徹底について（通知）」を参照

ウ　出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し、他の者との接触を避け、速やかに帰宅すること。

◇令和２年５月２１日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの送付について（５月２１日時点）」問５を参照

（３）心身の健康に関する相談がある場合には、福利課の保健師健康相談が活用できることを周知すること。

Ⅶ　就学支援について　【財務課】

１　高等学校等就学支援金の申請

高等学校等就学支援金については、休校等により申請書類の集約が滞る場合を想定し、申請書類の提出期限を５月中旬に変更したところである。なお、提出期限に間に合わない学校に対しても柔軟に対応することとしている。

２　家計が急変した世帯への支援

就業条件の変化等により家計が急変した場合、申請により支援（入学料及び授業料の減免、埼玉県高等学校等奨学金、奨学のための給付金）を受けることが可能であるため、保護者へ十分周知すること。

※　各種支援制度の相談窓口（保護者向け）　０４８－８２２－５６７０

Ⅷ　感染者が判明、又は濃厚接触者が特定された場合の対応について

【保健体育課①】

1　新型コロナウイルス感染者発生時の対応

令和２年５月２２日付け教保体第２５１号「新型コロナウイルス感染者発生時の対応について（令和２年５月２２日）（通知）」を参照の上、適切かつ迅速に対応すること。

2　臨時休業を検討する際の判断要件

学校保健安全法第二十条により、感染症の予防上必要があるときの臨時の全部又は一部の休業は、設置者が行うことになる。その際、県では以下の要件を踏まえ、判断する。

（１）感染者の学校内における活動の態様
（２）接触者の多寡
（３）地域における感染拡大の状況
（４）感染経路の明否　　等

※　新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくることなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難である。

（参考）「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」

3　濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）

児童生徒及び教職員の同居の家族の中に感染者がいるなど、当該児童生徒及び教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合、感染の有無が明らかになる又は、保健所から指示のあった健康観察期間が終了するまでの間、休ませる。

◆出席停止の取扱い

事由	保健体育課への感染症発生報告の名称
児童生徒自身が感染	新型コロナウイルス感染症
児童生徒自身が濃厚接触者	新型コロナウイルス濃厚接触者
児童生徒自身が風邪症状等による登校自粛	新型コロナウイルス感染症関連による
家庭内に体調不良者がいる場合の登校自粛	新型コロナウイルス感染症関連による
感染不安による登校自粛	感染症報告の必要なし

Ⅸ　臨時休業の考え方について　　【保健体育課①】

1　基本的事項

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の対応についての基本的な事項を定める。

なお、学校の臨時休業については、①新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）③学校保健安全法に基づく休業があるが、ここでは感染症法及び学校保健安全法による対応を定めることとする。

2　児童生徒の出席停止等

児童生徒の感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合には、出席停止措置を取る。

出席停止期間については、保健所等の助言を踏まえ、教育局（保健体育課）と連携を図った上で校長が適切に判断する。

なお、児童生徒がＰＣＲ検査等で陰性となった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ健康観察を経たうえで、出席停止を解除する。

また、教職員の場合には、出勤を自粛する。

3　学校の臨時休業

児童生徒や教職員（以下、「児童生徒等」という。）の感染が確認された場合、以下の４点を踏まえ、保健所等からの助言、校長の所見を基に、教育委員会において臨時休業を判断する。

①　学校内における活動の態様　　②　接触者の多寡

③　地域の感染拡大の状況　　④　感染経路の明否

なお、保健所による調査の結果、感染症法上の対応が適当と判断された場合には、感染症法に基づく対応に移行する。

4　臨時休業から休業解除までの対応手順

プロセス１　**ＰＣＲ検査等対象となった場合の対応**

・当該児童生徒等については、出席停止又は出勤停止とする。

・検査結果が出るまでの間、学校において濃厚接触者に係る次の状況を確認し、教育局（保健体育課）に報告する。

・保健所等との連携を図る。

（特に重要な確認項目）

・症状を呈した２日前からの学校内外での活動状況、家族構成等

・症状を呈した２日前からの接触者と接触状況

プロセス２　感染が確認された場合の対応

・学校の全部を臨時休業とする。ただし、児童生徒等に濃厚接触者がいないことが明らかな場合を除く。

保健所による調査・濃厚接触者の特定

・保健所による調査が行われ、濃厚接触者（児童生徒等）の特定がなされる。
・その結果により、①濃厚接触者がいる場合（プロセス３－１）②濃厚接触者はいない場合（プロセス３－２）③濃厚接触者はいないが、複数の感染者が確認された場合や感染者の感染経路が不明な場合（プロセス３－３）に分類される。

プロセス３－１　濃厚接触者がいる場合の対応

・保健所の調査により濃厚接触者がいると判断された場合には、濃厚接触者に対しＰＣＲ検査等が実施され、陽性又は陰性の判断がなされる。

プロセス３－１－１　濃厚接触者が陽性の場合の対応

・ＰＣＲ検査等の結果、濃厚接触者が陽性と判断された場合には、プロセス２以降に戻りその者からの濃厚接触者の有無を特定する。

プロセス３－１－２　濃厚接触者が陰性の場合の対応

・ＰＣＲ検査等の結果、陰性の場合には、臨時休業を解除する。

プロセス３－２　濃厚接触者がいない場合の対応

・保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断された場合には、臨時休業を解除する。

プロセス３－３　濃厚接触者はいないが、複数の感染者が確認された場合や感染者の感染経路が不明な場合の対応

・保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断されたものの、複数の感染者が確認された場合や感染経路が不明な場合には、保健所等からの助言・指示事項、校長の所見を基に、教育委員会において臨時休業を決定する。

プロセス４　臨時休業の解除

・感染者の感染経路が明らかになり、学校における濃厚接触者が、検査の結果全員陰性となった場合は、臨時休業を解除する。

◇令和２年６月１５日付け教保体第３３０号「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の考え方について」参照

5　保護者への事前の周知

児童生徒の出席停止措置について、又は学校が臨時休業となる場合があることについて、事前に保護者に周知しておくこと。

併せて、児童生徒や家族が罹患した場合又は児童生徒が濃厚接触者となった場合には、速やかに学校への連絡をお願いしておくこと。

なお、周知する主な内容は、以下のとおり。

（1）出席停止について

ア　以下の場合、出席停止措置をする場合がある。

（ア）児童生徒が感染者となったとき。

（イ）児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定されたとき。

（ウ）児童生徒が風邪症状により登校を自粛したとき。

（エ）家庭内に濃厚接触者や体調不良者がいることにより登校を自粛したとき。

イ　出席停止の解除について

保健所等からの助言を踏まえ健康観察を経たうえで、出席停止を解除する。

（2）臨時休業について

次の場合、臨時休業となることがある。

（ア）児童生徒や教職員が感染者となったとき。

（イ）児童生徒や教職員が感染者の濃厚接触者となったとき。

（3）個人情報の取り扱いについて

感染者に関する情報は、お知らせしない。

担当一覧

【保健体育課】
① 担　当　健康教育・学校安全担当
電　話　０４８－８３０－６９６３
② 担　当　学校体育担当
電　話　０４８－８３０－６９４７

【高校教育指導課】
① 担　当　教育課程担当
電　話　０４８－８３０－７３９１
② 担　当　学びの改革担当
電　話　０４８－８３０－６７７３
③ 担　当　産業教育・キャリア教育担当
電　話　０４８－８３０－６７７２

【特別支援教育課】
担　当　特別支援学校教育指導担当
電　話　０４８－８３０－６８８６

【県立学校人事課】
担　当　学事担当
電　話　０４８－８３０－６７３５

【生徒指導課】
担　当　生徒指導・いじめ対策・非行防止担当
電　話　０４８－８３０－６９０８

【人権教育課】
① 担　当　人権教育担当
電　話　０４８－８３０－６８９２
② 担　当　企画・児童虐待対応支援担当
電　話　０４８－８３０－６７８６

【福利課】
担　当　健康づくり・メンタルヘルス担当
電　話　０４８－８３０－６９７１

【財務課】
担　当　授業料・奨学金担当
電　話　０４８－８３０－６６５８